

第 20 回代議員会会議資料

2025 年 7 月 28 日(月)

午後 7 時 00 分～

鹿児島商工会議所ビル 4 階 第一会議室

(鹿児島市東千石町 1-38)

鹿児島県病院企業年金基金

【基金HP ID: usrkkikin PW: bikikn2288】

第 20 回 代議員会次第

1 開 会

2 理事長 挨拶

3 議 題

(議決事項)

議案第1号 2025 年 3 月期事業報告について

議案第2号 2025 年 3 月期年金経理、業務経理の決算及び定例監査報告について

(報告事項)

報告第1号 理事長専決処分について

報告第2号 業務概況の周知について

報告第3号 年金資産運用状況について

報告第4号 公認会計士等とのAUPの実施結果について

報告第5号 業務経理の余裕金の運用について

報告第6号 2024 年度運用執行理事報酬について

4 そ の 他

アセットオーナー・プリンシプル

がん保険・介護保険・医療保険加入状況

5 閉 会

代議員会の議決事項は、確定給付企業年金法第 19 条第 1 項で議決が必要な事項は、① **規約の変更**、② 毎事業年度の**予算**、③ 毎事業年度の**事業報告及び決算**、④ その他規約で定める事項と定められています。

今回の決算代議員会では、「毎事業年度の事業報告及び決算」が必ず必要で、該当があれば、「規約の変更」及び「その他規約で定める事項」も議決することとなります。

対象基金	➢ 全基金
概要	➢ 基金は毎事業年度終了後4ヶ月以内に、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとされています。(法第100条) ➢ 確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書は、決算に関する報告書及び事業報告書に区分して作成し、地方厚生局長等に提出するものとされています。(則第117条) ➢ 当該報告書を地方厚生局長等に提出する場合には、当該報告書に監事の意見を付けて代議員会に提出し、その議決を経なければならないものとされています。(則第117条)
議決する内容	➢ 決算に関する報告書及び事業報告書について承認の議決をいただきます。 ➢ 財政検証の結果について説明をいたします。
基金内手続き	➢ 出席した代議員の過半数の議決が必要です。
行政手続き	➢ 毎事業年度終了後4ヶ月以内（＝3月末決算であれば7月末まで）に地方厚生（支）局への提出が必要です。 <厚生局への提出書類> ・鑑文 ・年金数理に関する確認 ・企業年金基金事業報告書 ・決算に関する報告書 ・監事意見書 ・代議員会会議録

財政検証	確定給付企業年金では、決算時に以下の財政検証を実施します。 財政検証の結果について代議員会で説明いたします。
ア. 継続基準の財政検証 ・継続基準の財政検証とは、年金制度が今後も継続していくという前提で、責任準備金の額に対して、積立金を十分に保有しているかどうかを検証するものです。 ・十分でないと判定された場合は、掛金の見直し（再計算）を行なわなければなりません。	
イ. 非継続基準の財政検証 ・非継続基準の財政検証とは、加入者や受給者等の受給権が確保されているかどうかを検証するために、年金制度を終了した場合にすでに発生していると見なされる債務（最低積立基準額）に対して、積立金を十分に保有しているかどうかを検証するものです。 ・十分でないと判定された場合は、追加の掛金（特例掛金）設定を行なう必要があります。	
ウ. 積立超過の財政検証 ・積立超過の財政検証とは、積立金の額が積立上限額を超過していないかどうかを検証するものです。 ・積立上限額を超過している場合には、掛金の一部控除又は一定期間の拠出停止が必要となります。	

(議決事項)

議案第1号 2025年3月期事業報告について

様式06-イ

令和7年7月31日

企業年金基金事業報告書

(決算日 令和7年3月31日)

基金番号 九基第016341号

鹿児島県病院企業年金基金

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

(単位:人)

実施事業所数	74
--------	----

加入者数	10,599 (10,498)
------	--------------------

※ ()内は前年度末現在の加入者数

2. 給付状況

件数及び金額

		件数	金額(円)
老 齢 給 付	年 金	1,931	62,109,840
	一時金	98	71,182,000
脱退一時金		665	188,214,200
障 害 給 付	年 金	—	—
	一時金	—	—
遺 族 給 付	年 金	—	—
	一時金	14	3,815,700

※年金は3月末の受給者数及び同受給者の年金額合計。一時金は累計件数及び金額。

3. 掛金拠出状況

(単位:円、%)

		納付決定額 ①	納付済額	不納欠損額	未納額 ②	②/①
企 業 年 金 分 以 担 外 型	標準掛金	537,342,680	537,342,680	0	0	0%
	特別掛金	38,381,620	38,381,620	0	0	0%
	リスク対応掛金	—	—	—	—	—
リスク分担型企業年金掛金		—	—	—	—	—
特例掛金		—	—	—	—	—
事務費掛金		115,144,860	115,144,860	0	0	0%
(再掲)加入者負担分		—	—	—	—	—

- 実施事業所・加入者数に大きな変動はありません。給付状況の老齢給付金(年金)は、2025年3月末現在の受給者の年金額を記載することとされています。実際の期中累計額では基金独自給付等もあり127百万円(前年比▲15百万円)の給付実績でした。一時金は累計支払額を記載していますが、老齢給付(一時金)+脱退一時金で259百万円(前年比▲9百万円)でした。遺族一時金は14件(前年比+1件)発生しました。

4. 年金通算状況

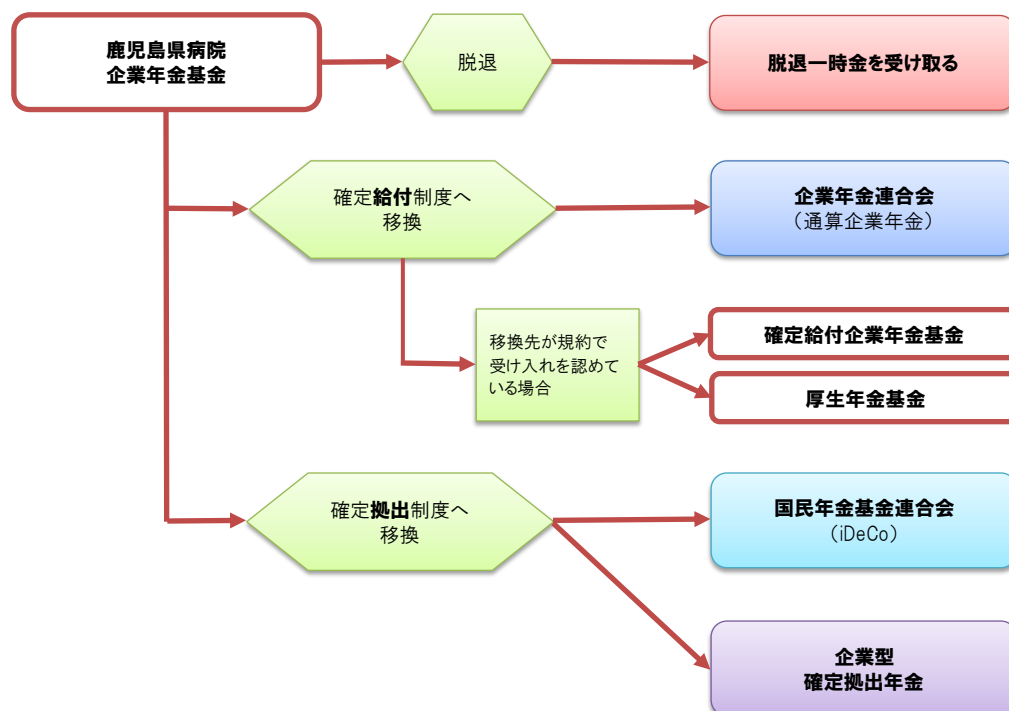
(1) 他制度からの資産の受換

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	—
	確定給付企業年金	—
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	—
	確定給付企業年金	—
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	—
残余財産	厚生年金基金	—
個人別管理資産	企業型確定拠出年金	—
	個人型確定拠出年金	—
解約手当金相当額	中小企業退職金共済	—

(2) 他制度への資産の移換

	移換先	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	0
	確定給付企業年金	0
	企業年金連合会	14
	企業型確定拠出年金	4
	個人型確定拠出年金	5
権利義務移転 (老齢給付)	厚生年金基金	0
	確定給付企業年金	0
積立金	企業型確定拠出年金	0
	中小企業退職金共済	0

- 当基金では他制度からの資産の受換(受入)を認めておりません。
- 他制度への資産移換については、企業年金連合会の通算企業年金に脱退一時金相当額を移換する申出が14件(前年比+8件)、企業型確定拠出年金への移換申出が4件(前年比+1件)、iDeCo(イデコ)と呼ばれる(個人型)確定拠出年金への移換申出が5件(前年比▲1件)の実績でした。前頁の脱退一時金件数665件に対しては約3.5%の割合となっています。



5. 資産運用状況

(1) 政策的資産構成割合等

(単位: %)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	合計
構成割合	11.5%	9.0%	11.5%	9.0%	9.0%	2.0%	48.0%	100.0%

※ 小数点第2位を四捨五入とし、設定しない場合は「-」を記入すること。

期待収益率	リスク	予定利率	調整率
3.24%	5.51%	0.30%	-

※ 小数点第3位を四捨五入。

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。		資産運用委員会の設置	(有)	無
--------------------	--	------------	-----	---

策定日: 令和7年4月1日(改定)

(2) 全体資産

① 資産別残高及び資産構成割合

(単位: 百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	資産合計
時価総額	222	718	1,583	678	723	215	3,746	7,884
構成割合	2.8%	9.1%	20.1%	8.6%	9.2%	2.7%	47.5%	100.0%

(備考)

その他資産の内訳

	ヘッジファンド	不動産	プライベート・エクイティ	コモディティ(商品)	その他	合計
時価総額	2,145	315	331	0	955	3,746

区分表

種類	内容
ヘッジファンド	ファンド・オブ・ヘッジファンズ、株式マーケットニュートラル、株式ロング・ショート、債券アービトラージ、CBアービトラージ、グローバルマクロ、イベントドリブン、マルチストラテジー、その他のヘッジファンド
不動産	国内不動産私募ファンド、海外不動産私募ファンド、国内REIT、米国REIT、グローバルREIT(米国以外の単一国REITを含む。)、その他の不動産
プライベート・エクイティ	ベンチャー・キャピタル、バイアウト、ディストレスト、その他のプライベート・エクイティ
コモディティ(商品)	商品ファンド、その他のコモディティ
その他	ハイイールド債、CLO、CDO、インフラストラクチャー、保険リンク証券、マネージドフューチャーズ、その他のオルタナティブ、その他の投資商品

※ 構成割合は、小数点第2位を四捨五入。

② 運用機関別資産残高等

(単位: 百万円)

	資産合計		資産合計		資産合計
信託銀行	6,580	生命保険	1,004	金融商品取引業者	300
内 三菱UFJ信託銀行	4,870	内 第一生命保険	1,004	内 SOMPOアセットマネジメント	300
三井住友信託銀行	547				
みずほ信託銀行	1,103				
りそな銀行	61				
農業協同組合連合会	-	自家運用	-	共同運用事業	-

総幹事会社名	三菱UFJ信託銀行株式会社
運用コンサルタント会社名	-

(単位:百万円、%)

区分		時価金額	構成割合
バランス型運用 計		1,639	20.8%
内訳	三菱UFJ信託銀行	1,639	20.8%
国内債券パッシブ 計		—	—
国内債券その他 計		199	2.5%
内訳	三菱UFJ信託銀行	199	2.5%
国内株式パッシブ 計		—	—
国内株式その他 計		311	3.9%
内訳	三菱UFJ信託銀行	251	3.2%
	りそな銀行	61	0.8%
外国債券パッシブ 計		—	—
外国債券その他 計		940	11.9%
内訳	三菱UFJ信託銀行	497	6.3%
	三井住友信託銀行	244	3.1%
	第一生命保険	199	1.9%
外国株式パッシブ 計		—	—
外国株式その他 計		290	3.7%
内訳	三菱UFJ信託銀行	208	2.6%
	第一生命保険	83	1.0%
一般勘定 計		723	9.2%
内訳	第一生命保険	723	9.2%
その他		3,782	48.0%
内訳	三菱UFJ信託銀行	2,077	26.3%
	三井住友信託銀行	302	3.8%
	みずほ信託銀行	1,103	14.0%
	SOMPOアセットマネジメント	300	3.8%
資産合計		7,884	100.0%

※ 自家運用及び共同運用事業に係る資産は含めない。

- 2025 年 3 月末現在の年金資産残高は約 79 億円となっています。
- 政策アセットミックスは、伝統資産(内外の債券・株式)が 43.0%、生命保険会社の一般勘定が 9.0%、いわゆるオルタナティブ(伝統資産に属さない又は運用手法が異なるファンド)が 48.0%という内訳となっています。事業報告書上は厚労省の区分表に従う必要があるため、実際の資産額と政策アセットミックスとの間に乖離が生じています。
- 運用機関別資産残高は、信託銀行が 4 社で 83%、生命保険会社が 1 社で 13%、投資顧問会社が 1 社で 4%となっています。魅力があると思われるファンドを選んだ結果なので、今後の各運用機関の資産残高が固定される訳ではありません。
- 自家運用及び共同運用事業は実施しておりません。
- 当該事業報告は決算報告及び監査報告と共に九州厚生局長宛て届出を行います。

年金経理

貸借対照表

貸 借 対 照 表

【金額単位：円】

(年金経理)

(令和 7年 3月 31日現在)

資 産 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減
大 分 類	中 分 類			
流動資産		(89,560,000)	(87,045,505)	(2,514,495)
	現金・預貯金	44,751,930	554,550	44,197,380
	未収掛金	44,712,270	86,388,570	△ 41,676,300
	未収返納金	95,800	102,385	△ 6,585
固定資産		(7,883,979,553)	(7,593,552,692)	(290,426,861)
	信託資産	6,879,524,456	6,704,101,961	175,422,495
	保険資産	1,004,455,097	889,450,731	115,004,366
基本金		(0)	(0)	(0)
	当年度不足金	0	0	0
総合計		7,973,539,553	7,680,598,197	292,941,356

負 債 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減
大 分 類	中 分 類			
流動負債		(242,844)	(0)	(242,844)
	未払業務委託費等	242,844	0	242,844
支払備金		(63,062,695)	(61,783,692)	(1,279,003)
	未払給付費	61,821,795	61,783,692	38,103
	未払移換金	1,240,900	0	1,240,900
責任準備金		(5,710,431,125)	(4,895,158,616)	(815,272,509)
	責任準備金	5,710,431,125	4,895,158,616	815,272,509
基本金		(2,199,802,889)	(2,723,655,889)	(△523,853,000)
	別途積立金	2,199,802,889	2,723,655,889	△ 523,853,000
	当年度剰余金	0	0	0
総合計		7,973,539,553	7,680,598,197	292,941,356
財政悪化リスク相当額		1,530,414,000	1,248,795,000	281,619,000
リスク充足額		2,348,442,014	3,203,509,505	△ 855,067,491
数理債務		6,342,421,000	5,225,560,000	1,116,861,000
未償却過去勤務債務残高等		780,629,000	810,255,000	△ 29,626,000

- 純資産(7,910,234,014) = 総資産(7,973,539,553) - 流動負債・支払備金(63,305,539)
- ルール上、純資産額 - 別途積立金(2,199,802,889) = 5,710,431,125 > 財政均衡下限額(5,561,792,000) のため、財政均衡と判定され、当年度剰余金・不足金は発生しません。

損益計算書

損益計算書

【金額単位：円】

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月 31日

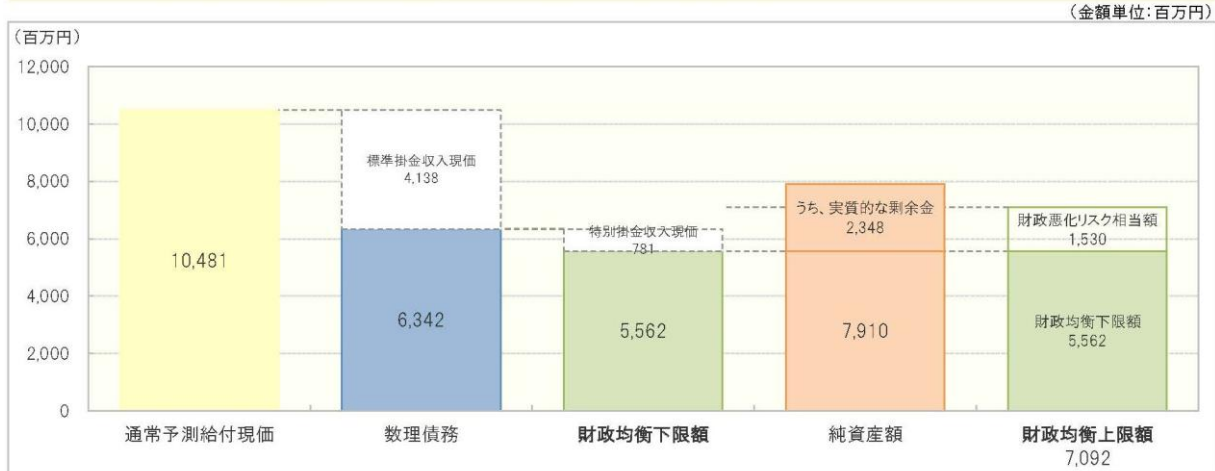
(年金経理)

費用勘定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減
大 分 類	中 分 類			
給付費		(394,865,092)	(416,976,650)	(△22,111,558)
	老齢給付金	198,047,392	224,229,550	△ 26,182,158
	脱退一時金	192,749,800	186,259,900	6,489,900
	遺族給付金	4,067,900	6,487,200	△ 2,419,300
移換金		(8,254,400)	(3,912,800)	(4,341,600)
	移換金	8,254,400	3,912,800	4,341,600
運用報酬等		(42,113,451)	(37,391,257)	(4,722,194)
	運用報酬等	42,113,451	37,391,257	4,722,194
業務委託費等		(35,305,204)	(33,860,353)	(1,444,851)
	業務委託費等	35,305,204	33,860,353	1,444,851
責任準備金増加額		(815,272,509)	(522,818,616)	(292,453,893)
	責任準備金増加額	815,272,509	522,818,616	292,453,893
別途積立金積増金		(56,224,000)	(62,743,000)	(△6,519,000)
	別途積立金積増金	56,224,000	62,743,000	△ 6,519,000
総合計		1,352,034,656	1,077,702,676	274,331,980

収益勘定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減
大 分 類	中 分 類			
掛金等収入		(534,048,000)	(522,083,250)	(11,964,750)
	掛金等収入	534,048,000	522,083,250	11,964,750
運用収益		(237,807,493)	(555,075,344)	(△317,267,851)
	信託資産に係る当期運用収益	215,014,205	520,082,482	△ 305,068,277
	保険資産に係る当期運用収益	22,793,288	34,992,862	△ 12,199,574
特別収入		(102,163)	(544,082)	(△441,919)
	特別収入	102,163	544,082	△ 441,919
別途積立金 取崩金		(580,077,000)	(0)	(580,077,000)
	別途積立金取崩金	580,077,000	0	580,077,000
当年度不足金		(0)	(0)	(0)
	当年度不足金	0	0	0
総合計		1,352,034,656	1,077,702,676	274,331,980

【財政決算基準日(2025年3月31日)時点の財政状況】

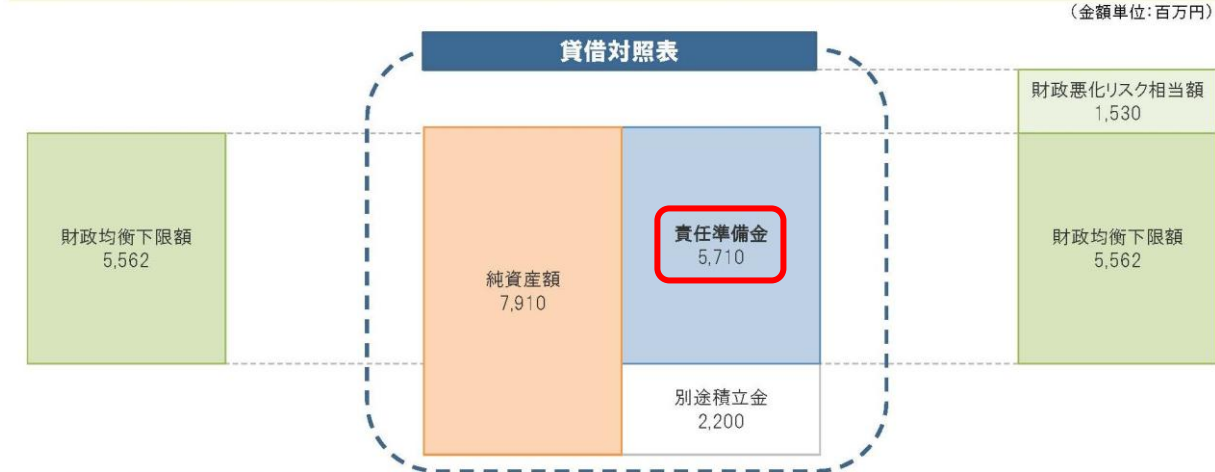
- ・当年度末の純資産額は7,910百万円、財政均衡の幅は、5,562百万円～7,092百万円。
- ・純資産額は「給付への備え」に加え「将来発生するリスクへの備え」に必要な額を上回っており、積立剰余の状態。
- ・当年度は実質的な剰余金が149百万円発生し、当年度末の実質的な剰余金は2,348百万円。



	当年度末	直近財政計算時	増減額
①純資産額	7,910	7,619	291
②財政均衡下限額	5,562	5,419	143
③実質的な剰余金・不足金(①-②)	2,348	2,200	149

※ 財政均衡下限額: 「給付への備え」として必要な額であり、純資産額がこれを下回ると積立不足。通常予測給付現価－掛金収入現価により算定。
 財政均衡上限額: 「給付への備え」に加え、「将来発生するリスクへの備え」に必要な額であり、純資産額がこれを上回ると積立剰余。
 財政均衡下限額＋財政悪化リスク相当額により算定。

- ・「純資産額－別途積立金」の額(5,710百万円)が財政均衡の幅(5,562百万円～7,092百万円)の範囲内にあるため、貸借対照表上の責任準備金＝「純資産額－別途積立金」の額となる。
- ・この結果、貸借対照表上は当年度剰余金・不足金が発生しなかった。



責任準備金と財政均衡上下限額の関係

「純資産額－別途積立金」の額	責任準備金
> 財政均衡上限額の場合	財政均衡上限額
< 財政均衡下限額の場合	財政均衡下限額
上記以外の場合	「純資産額－別途積立金」の額

※ 財政均衡下限額: 「給付への備え」として必要な額。通常予測給付現価－掛金収入現価により算定。
 財政均衡上限額: 「給付への備え」に加え、「将来発生するリスクへの備え」に必要な額。財政均衡下限額＋財政悪化リスク相当額により算定。

- 将来給付に必要な額を現在価値に換算すると105億円ですが、そのうち、将来の「掛金収入」で賄われる部分が49億円（標準掛金41億＋特別掛金8億）あるので、今回決算時点で留保しておくべき金額は差し引きで56億円となります。これを「財政均衡下限額」と言います。一方で将来発生しうるリスクへの備え（財政悪化リスク相当額）も考慮した「財政均衡上限額」は71億円ですが、当基金の純資産79億円から別途積立金22億円を差し引いた57億円が、先の「財政均衡下限額」56億円と「財政均衡上限額」71億円の間にあり、財政均衡状態にあります。

【当年度に発生した剰余金・不足金の発生要因】

- ・ 当年度に発生した実質的な剰余金の主な発生要因は、時価に基づく利差。

（金額単位：百万円）

発生要因	影響額※1	比率※2	備考
① 時価に基づく利差	173	3.1%	当期時価ベース利回り 2.56%と、財政運営上の予定利率 0.30%との差。
② 新規加入差	20	0.4%	新規加入者にかかる実績と見込みの差。
③ 将来加入者の見込差	0	0.0%	将来加入者にかかる実績と見込みの差。財政方式が開放基金方式の場合に発生。
④ 昇給差	1	0.0%	昇給の実績と見込みの差。
⑤ 脱退差等	▲ 39	▲ 0.7%	脱退の実績と見込みの差や、キャッシュバランス制度における指標の実績と見込みの差等。
計算基礎率との乖離	155	2.8%	
⑥ 標準掛金適用差	0	0.0%	財政計算の基準日と適用日が異なることで発生する新旧標準掛金の差。
⑦ 特別・リスク対応掛金収入見込差	22	0.4%	加入者数または給与総額が、前年度末から増減したことにもない発生。
⑧ 特例掛金元利合計	0	0.0%	特例掛金額および利息相当。
掛金の適用差・見込差	22	0.4%	
⑨ 前年度剰余・不足にかかる利息	7	0.1%	前年度の実質的な剰余金にかかる利息相当。
⑩ 諸経費	▲ 35	▲ 0.6%	年金経理から拠出した業務委託費等。
⑪ 他会計との収支	0	0.0%	業務経理からの受入金、および業務経理等への繰入金。
年金経理上の経費・利息等	▲ 28	▲ 0.5%	
合計(実質的な当年度発生分)	149	2.7%	
⑫ 追加拠出可能額現価の増減額	▲ 149	▲ 2.7%	財政均衡の範囲における実質的な剰余不足を責任準備金に加減するための調整額。
参考(当年度剰余金・当年度不足金)	0	0.0%	

※1 プラスは剰余金、マイナスは不足金。なお、制度発足後あるいは制度変更後初回の決算である等の理由により、内訳の把握が困難な項目は「－」としている。
 ※2 「財政均衡下限額」に対する比率。

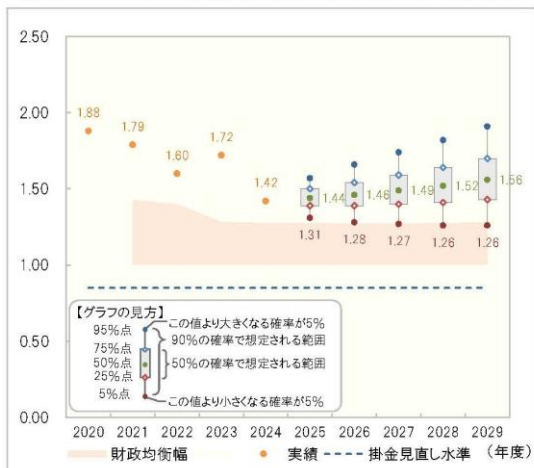
【将来予測】

- ・ 5%点でも、今後5年間は純資産額が財政均衡下限額及び最低積立基準額を上回る見込みであり、一定の余裕を持った状態である。

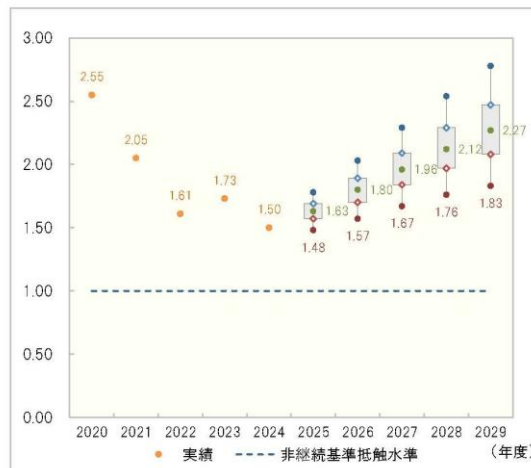
【次回再計算：2025年度(5年サイクル)】

継続基準の積立比率(＝純資産額/財政均衡下限額)

将来の積立比率のぶれ幅は、運用リスクに依存。運用リスクへの配慮要。



非継続基準の積立比率(＝純資産額/最低積立基準額)



【確定給付企業年金の財政検証】

【① 継続基準の財政検証】⇒ OK

- ・「純資産額 $\geq$ 責任準備金」であり、継続基準を充足。
- ・掛金見直しも不要。

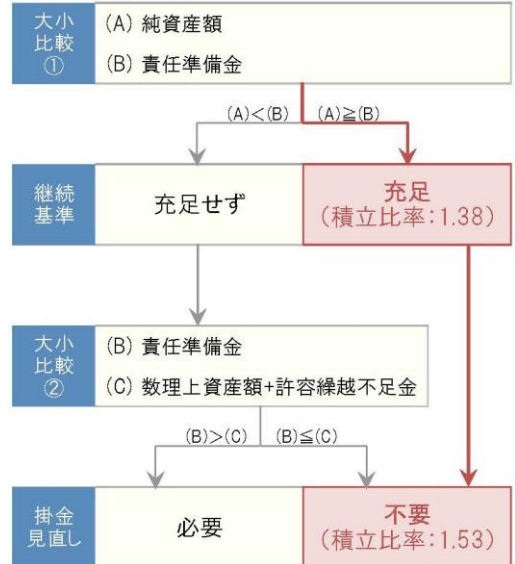
継続基準の財政検証と掛金見直し要否

(予定利率:0.30%、資産評価方法:時価、許容繰越不足金:責任準備金の15%)



(金額単位:百万円)

(参考) 財政検証手順



【② 非継続基準の財政検証】⇒ OK

- ・「純資産額 $\geq$ 最低積立基準額」であり、非継続基準を充足。
- ・追加掛金計算は不要。

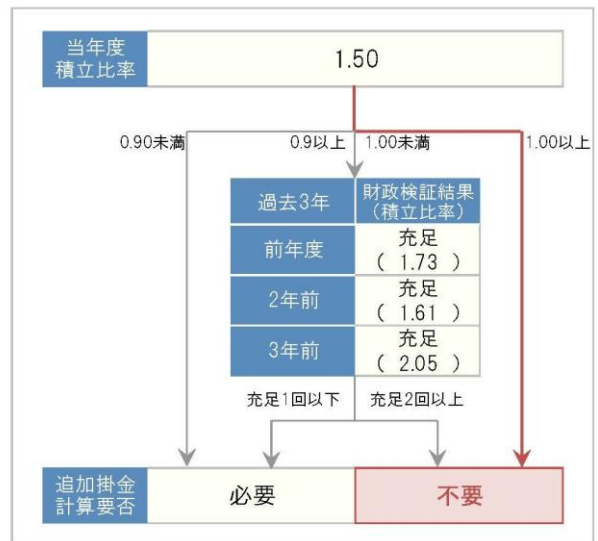
非継続基準の財政検証

(予定利率:0.860%)



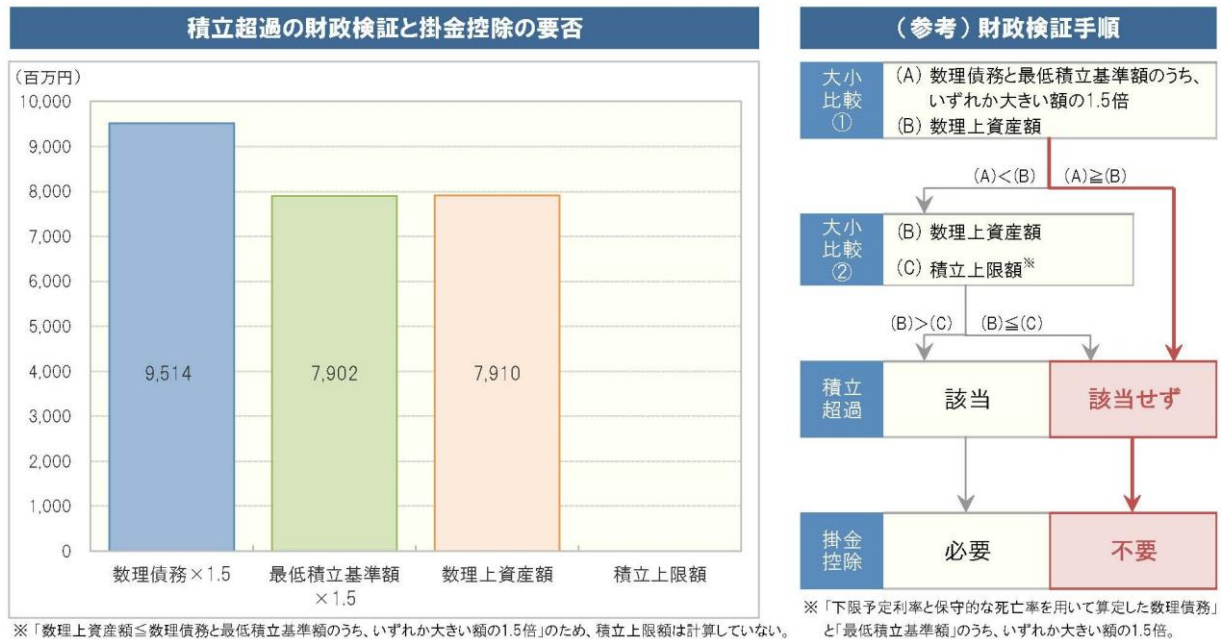
(金額単位:百万円)

追加掛金計算要否



【③ 積立超過の財政検証】⇒ OK

- ・「数理上資産額≦数理債務と最低積立基準額のうち、いずれか大きい額の1.5倍」となっている。
- ・積立超過には該当せず、掛金控除は不要。



(金額単位: 百万円)

【まとめ】

1. 当年度の財政状況について

- ・今回の財政決算では実質的に149百万円の剰余金が発生し、当年度末の実質的な剰余金は2,348百万円となりました。また、純資産額一別途積立金(5,710百万円)が財政均衡の幅(5,562~7,092百万円)の範囲内にあるため、貸借対照表上は当年度剰余金・不足金は発生しません。
- ・なお、実質的な当年度剰余金の主な発生要因は、以下の通りです。

【剰余金の主な発生要因】

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| ①時価に基づく利差(予定利率:0.30%、時価ベース利回り:2.56%) | 173百万円 |
| ②加入者期間3年未満の無給付脱退 | 27百万円 |

【不足金の主な発生要因】

- | | |
|--------------|-------|
| ①独自給付発生による差損 | 65百万円 |
|--------------|-------|

2. 当年度の財政検証結果について

継続基準、非継続基準ともに充足しています。

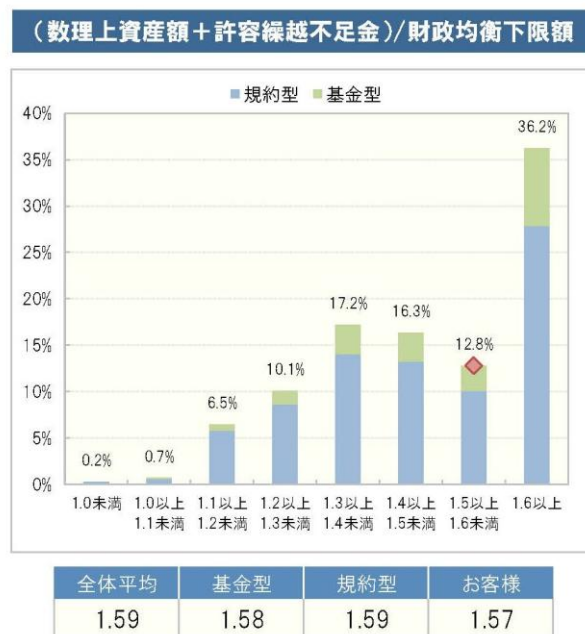
3. 年金財政に関する助言

- ・財政決算では実質的な剰余金が増加し、健全な財政状況であることが伺えます。
- ・今後の見通しでは運用環境が悪化した場合でも継続基準、非継続基準ともに充足する見立てです。

【他の確定給付企業年金との比較】（2024/3～2025/2 決算の三菱UFJ信託総幹事先）

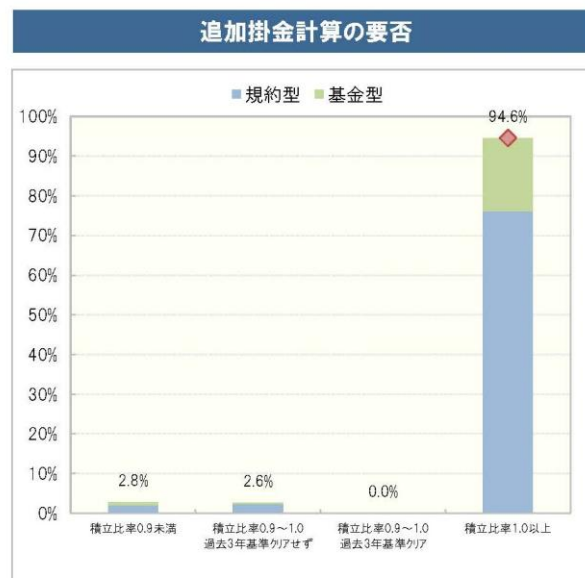
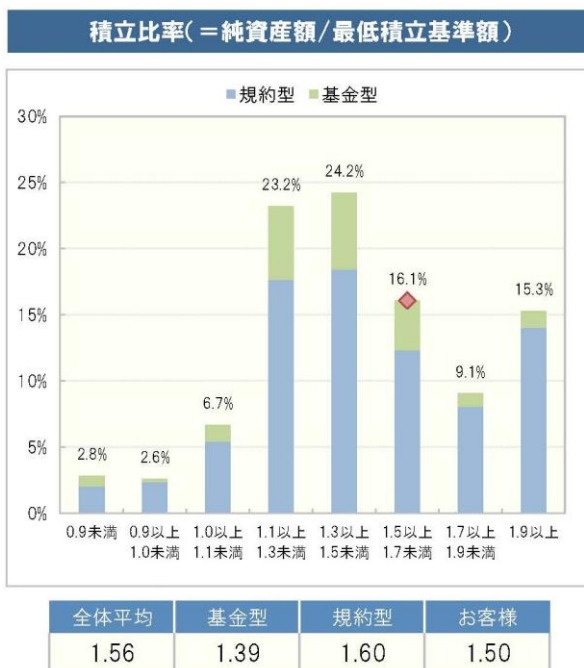
（1）継続基準（◆が当基金）

・ 97%のDB年金が継続基準を充足。ほぼ100%のDB年金で掛金見直しは不要。



（2）非継続基準（◆が当基金）

・ 95%のDB年金が非継続基準を充足。95%のDB年金で追加掛金計算は不要。



(3) 予定利率（◆が当基金）

- ・ 予定利率が低い程、安定的な運用が可能となる。

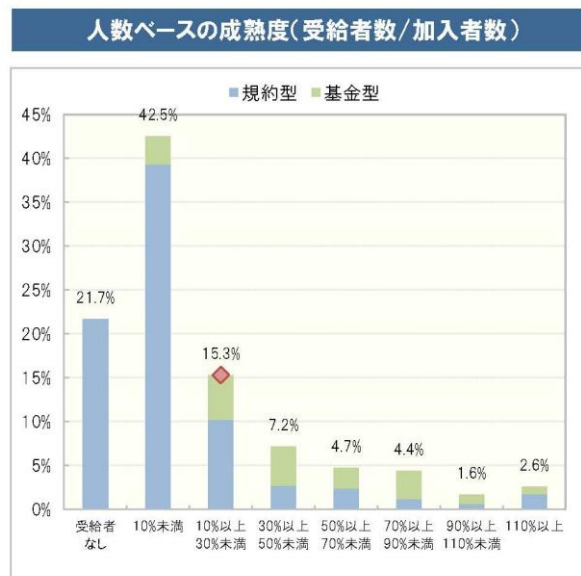


※ 同一制度で予定利率が複数ある場合は最も低い率。

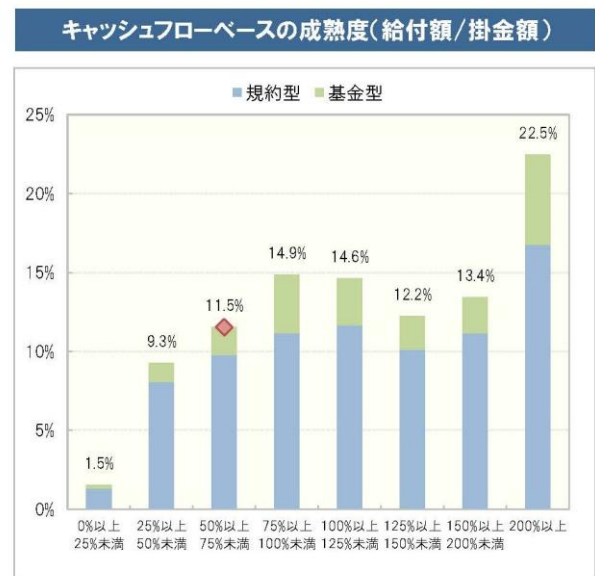
全体平均	基金型	規約型	お客様
2.21%	2.09%	2.24%	0.30%

(4) 成熟度（◆が当基金）

- ・ 63%のDB年金が、成熟度(給付額/掛金額)100%以上。



全体平均	基金型	規約型	お客様
21.3%	44.8%	15.4%	18.2%



全体平均	基金型	規約型	お客様
157.5%	170.7%	154.2%	73.9%

年度	2020	2021	2022	2023	2024
①加入者数	10,777	10,592	10,533	10,498	10,599
②受給者数	2,396	2,390	1,981	1,948	1,931
成熟度(②/①)	22.2%	22.6%	18.8%	18.6%	18.2%

(金額単位:百万円)

年度	2020	2021	2022	2023	2024
③掛金額	517	519	522	522	534
④給付額	349	413	408	417	395
成熟度(④/③)	67.5%	79.6%	78.1%	79.9%	73.9%

年金数理に関する確認

様式C1

年金数理に関する確認

私は、次に掲げる書類を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。確定給付企業年金法第97条の規定に基づき、この書類を作成します。

基金番号：九基第016341号

基金名：鹿児島県病院企業年金基金

- ☐ 給付の設計の基礎を示した書類
- ☐ 掛金の計算の基礎を示した書類
- ☐ 財政再計算報告書
- ☒ 決算に関する報告書
- ☐ 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書
- ☐ 令第二十三条第二項の基準に基づく給付現価・令第二十三条第三項の基準に基づく給付現価を示した書類

令和7年6月23日

年金数理人番号 397 号

年金数理人氏名 栗田 健一

(所属法人名：三菱UFJ信託銀行株式会社)

業務経理（業務会計）

貸借対照表

【金額単位：円】

（業務経理業務会計）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

資 産 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減
大 分 類	中 分 類			
流動資産		(1,034,199,220)	(977,352,052)	(56,847,168)
	現金・預貯金	1,025,256,766	960,074,338	65,182,428
	未収事務費掛金	8,942,454	17,277,714	△ 8,335,260
固定資産		(312,900)	(312,900)	(0)
	器具及び備品	312,900	312,900	0
繰延勘定		(375,973)	(351,439)	(24,534)
	前払金	375,973	351,439	24,534
総合計		1,034,888,093	978,016,391	56,871,702

負 債 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減
大 分 類	中 分 類			
流動負債		(5,390,620)	(5,177,599)	(213,021)
	預り金	0	148,722	△ 148,722
	引当金	5,045,320	4,493,789	551,531
	未払金	345,300	535,088	△ 189,788
基本金		(1,029,497,473)	(972,838,792)	(56,658,681)
	基本金	312,900	312,900	0
	繰越剰余金	972,525,892	919,093,973	53,431,919
	当年度剰余金	56,658,681	53,431,919	3,226,762
総合計		1,034,888,093	978,016,391	56,871,702

- 厚生年金基金時代を含め 37 年間の積み重ねである余裕金は定期預金で運用しています。「前払金」は、事務所借料(4月分)他を計上。「未払金」は、3月に発生する支払金のうち4月以降に実際に支払った金額を計上しています。

現預金	金額(円)
現金	0
普通預金(3行)	225,256,766
定期預金(3行)	800,000,000
合計	1,025,256,766

前払金	金額(円)
事務所借料	351,439
労災・雇用保険俸業主負担(確定<概算)	16,536
労災・雇用保険(確定<概算)立替金	7,998
合計	375,973

未払金	金額(円)	内容	未払金	金額(円)	内容
未払雑費	7,469	口座振替手数料・収納事務手数料	未払印刷製本費	33,322	3月分コピーカウンター料
	85,665	3月分後納郵便料金	未払光熱水料	10,125	3月分電力使用量
未払通信運搬費	3,520	3月分プロバイダー料	社会保険料未払金	140,830	3月分(健・厚・児・基)事業主負担分
	34,210	3月分荷物送料		11,602	3月分カウネット購入分
未払代議員会通信運搬費	2,700	3月分後納郵便料金	未払消耗品費	7,700	3月分シンプク購入分
未払雑役務費	8,157	3月分オフィス365	合計	345,300	

損 益 計 算 書

【金額単位：円】

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

(業務経理業務会計)

費 用 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減
大 分 類	中 分 類			
事務費		(42,184,642)	(41,196,144)	(988,498)
	役職員給与	18,431,745	15,401,848	3,029,897
	役職員諸手当	8,568,008	9,555,477	△ 987,469
	旅費	1,509,523	1,855,460	△ 345,937
	退職手当引当費	551,531	908,664	△ 357,133
	需用費	12,914,934	13,160,248	△ 245,314
	会議費	208,901	314,447	△ 105,546
代議員会費		(602,627)	(999,141)	(△396,514)
	代議員旅費	469,000	769,000	△ 300,000
	代議員会需用費	39,780	34,262	5,518
	代議員会会議費	93,847	195,879	△ 102,032
業務委託費等		(660,000)	(660,000)	(0)
	業務委託費等	660,000	660,000	0
繰入金		(5,713,889)	(6,048,243)	(△334,354)
	福祉事業会計への繰入金	5,713,889	6,048,243	△ 334,354
雑支出		(1,123,094)	(2,098,850)	(△975,756)
	雑支出	1,123,094	2,098,850	△ 975,756
剰余金		(56,658,681)	(53,431,919)	(3,226,762)
	当年度剰余金	56,658,681	53,431,919	3,226,762
総合計		106,942,933	104,434,297	2,508,636

収 益 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減
大 分 類	中 分 類			
掛金収入		(106,809,600)	(104,416,650)	(2,392,950)
	事務費掛金収入	106,809,600	104,416,650	2,392,950
雑収入		(133,333)	(17,647)	(115,686)
	受取利息及び配当収入	133,333	17,647	115,686
総合計		106,942,933	104,434,297	2,508,636

- 当年度で金額の大きな項目である「役職員給与・役職員諸手当」(合計で 27 百万円)の内訳は以下のとおりです。役員(常務理事)は年俸制のため変更はありません。資産運用が順調だったため、運用執行理事報酬が発生しました。職員給与は 11 月からの事務長出向受入に伴う増加が主要因です。

【金額単位:円】

役職員給与・諸手当		当年度 ①	前年度 ②	①-②
役員	役員給与(1名)	4,392,000	4,392,000	0
	役員諸手当	2,456,880	2,456,880	0
	賞与(2回)	1,811,700	1,811,700	0
	運用執行理事報酬	2,000,000	0	2,000,000
	小計	10,660,580	8,660,580	2,000,000
職員	職員給与(4名)	12,039,745	11,009,848	1,029,897
	職員諸手当	923,729	1,286,922	△ 363,193
	賞与(2回)	3,375,699	3,999,975	△ 624,276
	小計	16,339,173	16,296,745	42,428
合計		26,999,753	24,957,325	2,042,428

- 「需用費」の内訳は以下のとおりです。全体では前年比ほぼ横這いとなりました。
- 2024 年 1 月から、清掃管理業務の見直しを実施しました。

需用費	当年度	前年度	内容
備品費	0	48,950	
消耗品費	307,483	367,617	新聞、封筒、トナー等
印刷製本費	320,805	381,214	コピー代等
通信運搬費	1,331,567	1,358,878	郵便、電話等
光熱水料	126,016	112,788	電気代等
借料損料	5,571,625	5,438,284	事務所借料、PCリース等
	(4,547,268)	(4,547,268)	(事務所・倉庫借料 82%)
厚生費	180,447	126,917	健康診断他
社会保険料負担金	2,841,735	3,240,847	厚年・健保・児童他
雑役務費	2,235,256	2,084,753	
	(264,000)	(264,000)	(独自給付保守)
	(660,000)	(660,000)	(法律顧問)
	(441,024)	(441,024)	(月例監査)
	(264,000)	(264,000)	(基金HP保守料)
	(80,564)	(160,380)	(清掃管理)
	(92,400)	(92,400)	(経理システム保守)
合計	12,914,934	13,160,248	△ 245,314

業務経理（福祉事業会計）

損益計算書

【金額単位：円】

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

（業務経理福祉事業会計）

費用勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
事務費		(2,460,704)	(2,649,818)	(△189,114)
	需用費	2,460,704	2,649,818	△ 189,114
福祉事業費		(3,195,000)	(3,350,000)	(△155,000)
	福祉給付金	3,195,000	3,350,000	△ 155,000
	諸謝金	0	0	0
雑支出		(58,185)	(48,425)	(9,760)
	雑支出	58,185	48,425	9,760
総合計		5,713,889	6,048,243	△ 334,354

収益勘定				
科目		当年度	前年度	増減
大分類	中分類			
受入金		(5,713,889)	(6,048,243)	(△334,354)
	業務会計からの受入金	5,713,889	6,048,243	△ 334,354
総合計		5,713,889	6,048,243	△ 334,354

- 当基金における福祉事業は、基金規約第 101 条に以下のとおり定められています。

第101条 基金は、加入者等の福祉を増進するため、次の福利及び厚生に関する事業を行う。

(1) 加入者又はその遺族に対する慶弔金の支給

ア. 成人祝

イ. 結婚祝金

ウ. 就学祝金

エ. 死亡弔慰金

(2) 加入者に対する災害見舞金の支給

(3) 加入者等への広宣活動

- 「需用費」は広報誌の発行費用(加入者等への広宣活動)。「福祉給付金」は慶弔金の支給に充当しています。

需用費	当年度	内容
印刷製本費	2,054,140	基金だより×2、年金時代×2
通信運搬費	406,564	郵便、送料
小計	2,460,704	

福祉事業費		当年度	人数(人)	前年比(人)
福祉給付金	成人祝記念品	80,000	16	△ 5
	結婚祝金	1,220,000	122	△ 29
	入学祝金	1,795,000	359	28
	死亡弔慰金	100,000	5	1
	小計	3,195,000	502	△ 5
諸謝金		0	基金セミナー講師謝礼	



監事意見書

鹿児島県病院企業年金基金の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第7事業年度の貸借対照表、損益計算書、積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要なとなる掛金の額を示した書類及び事業報告書について、合意された手続業務の実施結果報告書を補完的資料として利用しながら監査を行った結果、これらの財務諸表は、令和7年3月31日現在の財務状況及び同日をもって終了する事業年度の運営実績を適正に表示しているものと認められ、この基金が制定している財務及び会計規程並びにその運用は、法令に準拠しているものと認められた。

令和7年7月16日

鹿児島県病院企業年金基金

監事 重久 美一

監事 土橋 美子

（報告事項）

報告第1号 理事長専決処分について

確定給付企業年金法施行令第12条第4項で、「理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができる。」とされ、同条第5項で「理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。」とされています。

● 新規採用ファンドの契約締結

2025年2月17日開催の第13回年金資産管理運用委員会でご審議ご承認いただいた2つのファンドについて新規契約を行いました。

	種別		運用機関	ファンド名称
新規採用	代替投資	外国株式	三菱UFJ信託	JPMグローバルセレクト戦略(第224F)
	オルタナ	その他	SOMPOアセット	豪州プライベートデット戦略(三菱UFJ信託年金特定契約)
解約	代替投資	外国株式	りそな銀行	外貨建証券口3E(ロイヤルロンドン)
	オルタナ	国内株式	りそな銀行	株式口2A(マーケットニュートラル)

また、キーパーソン退社や運用コンセプトから乖離した運用実績を理由に2025年度運用計画から外すことをご了承いただいた2つのファンドについては、運用執行理事が解約通知を発出しました

● AUP契約(2025年度)の締結

2025年度のAUP(合意された手続業務)契約を、2025年4月1日付で、いちご公認会計士共同事務所との間で締結しました。手続項目は別紙1のとおりです。

別紙1 合意された手続 (2025年度)

項目	チェックポイント	合意された手続
1. (事務費) 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認		
2. 現金・預金残高の正確性と網羅性の確認	2-1 現金の手許残高と帳簿残高は一致しているか。(毎期)	・2025年6月30日、9月30日、12月31日、2026年3月31日時点の現金の貸借対照表残高(業務経理)、現金出納帳残高(業務経理)及び現金・預貯金残高一覧表が一致していることを確かめる。 ・上記時点の現金・預貯金残高一覧表上に常務理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。
	2-2 金融機関等の発行した書類(預金通帳、残高証明、取引明細等)と会計帳簿の残高は一致しているか。(毎期)	・2025年6月30日、9月30日、12月31日、2026年3月31日時点の各銀行口座の預金通帳残高、銀行残高証明書及び現金・預貯金残高一覧表に記載されている各銀行の口座ごとの残高が一致していることを確かめる。(2025年6月30日、9月30日、12月31日は銀行残高証明書との確認は行わない。)

項目	チェックポイント	合意された手続
3. 預り金、引当金、未払金、未払業務委託費、借入金等（その他）の負債の正確性と網羅性の確認		
4. 経費承認の内部統制の整備・運用状況の確認	4-3 全ての経費は基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。（毎期）	・実地確認時に任意に指定する決裁に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。 ・当該決裁紙面上の決裁金額と該当の請求書上の金額及び総勘定元帳上の記帳金額が一致することを確認する。
5. 貯蔵品（切手・印紙等）管理の適切性と記帳の正確性と網羅性	5-1 貯蔵品管理表等が作成され、貯蔵品が管理されているか。（毎期）	・2025年6月30日、9月30日、12月31日、2026年3月31日時点の貯蔵品管理表上に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。
6. 資金移動の記帳の正確性と網羅性、妥当性の確認	6-1 預金口座等の入出金額と年金経理からの繰入金の金額は一致しているか。（毎期）	・2025年4月1日から2026年3月31日までの年金経理から業務経理繰入のための預金通帳上の出金額（又は入出金/資産振替実行報告書もしくは月間異動明細表兼残高報告書）、業務経理における預金通帳上の入金額、年金経理及び業務経理それぞれの総勘定元帳上の記帳金額の一致を確認する。また、年金経理からの繰入額が繰入承認額の範囲内であることを確かめる。 ※当基金では年金経理から業務経理への繰入れは行っていない（ゼロで報告）
	6-2 年金経理からの繰入金と、年金経理における業務経理への繰入金の金額は一致しているか。（毎期）	
7. 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	7-1 加入事業所から送付されてくる給与改定通知書等は、受託機関に引き渡されているか。（重①）	・実地確認時に任意に指定する適用関係届受付経過簿における加入事業所からの適用関係書類（加入者資格取得届・加入者資格喪失届・基準給与変更届）の入件数と受託機関に送付した件数が一致していることを確かめる。 ・実地確認時に任意に指定する適用関係届受付経過簿が常務理事（又は上級者）によって押印がなされていることを確かめる。
	7-2 受託機関に送付している給与改定通知書等は正確に作成されているか。（重①）	・実地確認時に任意に指定する加入事業所から入手した適用関係書類（加入者資格取得届・加入者資格喪失届・基準給与変更届）と受託機関より還元される各種処理明細での氏名、基準給与額および適用日が一致することを確認する。
	7-3 受託機関から指摘のあった給与改定通知書等のエラーはすべて解消しているか。（重①）	・実地確認時に任意に指定する受託機関より還元される処理明細の内容が、エラー照会状兼回答書の訂正指示と一致することを確認する。
	7-4 受託機関から送付を受けた掛金諸表に基づき、掛金の調査・決定は適切に実施されているか。（重①）	・実地確認時に任意に指定する掛金の調査決定決議書に常務理事の押印がなされていることを確かめる。 ・実地確認時に任意に指定する掛金の調査決定決議書と事業所別調定額一覧表（債権管理簿）の掛金金額の一致を確認する。掛金金額に不一致が生じた場合、その原因等を質問する。

項目	チェックポイント	合意された手続
7. 給与改定通知書の受領から総幹事への掛金の送金までの内部統制の整備・運用状況の確認	7-5 掛金の調査・決定に基づき、納入告知書は正確に作成されているか。(重①)	・ 実地確認時に任意に指定する掛金の調査決定決議書と事業所別調定額一覧表（債権管理簿）の金額が一致していることを確かめる。 ・ 実地確認時に任意に指定する納入告知書について、納入告知書と事業所別調定額一覧表（債権管理簿）の当該納入告知書の金額の一致を確かめる。
	7-6 調査決定し、納入告知書を加入事業所宛に送付した時点で未収掛金を計上しているか。(重①)	・ 実地確認時に任意に指定する事業所別調定額一覧表（債権管理簿）と（未収掛金）総勘定元帳の計上金額の一致を確かめる。 ・ 実地確認時に任意に指定する納入告知書について、納入告知書の告知月（告知日を含む月）に未収掛金が計上されていることを確かめる。
	7-7 納入告知を行った金額と債権管理簿の掛金等債権額の増加額は一致しているか。(毎期)	・ 実施確認時に任意に指定する納入告知書の金額と事業所別調定額一覧表（債権管理簿）の金額の一致を確かめる。 ・ 実地確認時に任意に指定する事業所別調定額一覧表（債権管理簿）の合計金額と債権管理簿（総括）の掛金の調定額の一致を確かめる。
	7-8 債権管理簿の掛金等債権額と総勘定元帳の未収掛金額は一致しているか。(重①)	・ 2025年6月30日、9月30日、12月31日、2026年3月31日時点の（未収掛金）総勘定元帳と債権管理簿が一致していることを確かめる。
	7-9 掛金が収納された月に未収掛金の消去の会計計上を行っているか。(重①)	・ 実地確認時に任意に指定する掛金の入金額について、未収掛金の総勘定元帳における貸方計上額、債権管理簿の減少額及び現金預金の総勘定元帳の借方計上額並びに預金口座の入金額が一致していることを確かめる。 ・ 上記の未収掛金の貸方計上月と掛金の入金月が一致していることを確かめる。
	7-10 預金口座等の入金額と債権管理簿の掛金等の債権額の減少額は一致しているか。(重①)	・ 同上
	7-11 収納済額と総勘定元帳の現金預金の金額は一致しているか。(毎期)	・ 実地確認時に任意に指定する預金通帳の入金額と総勘定元帳における現金預金の金額の一致を確かめる。
8. 未収掛金及び掛金収入の正確性の確認	8-1 月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。(重①)	・ 2025年6月30日、9月30日、12月31日、2026年3月31日時点の月計表、（未収掛金）総勘定元帳、債権管理簿の勘定残高が一致していることを確かめる。
	8-2 掛金収入のうち、標準掛金及び補足掛金は年金経理に記帳され、正確に記帳されているか。(重①)	・ 実地確認時に任意に指定する（年金経理）掛金収入について、総勘定元帳と債権管理簿の金額が一致することを確認する。
9. 未収掛金の回収可能性の確認	9-1 滞留している未収掛金はないか。滞留している未収掛金が生じている場合、適切に評価されているか。(毎期)	・ 滞納事業所管理表（又は滞納事業所一覧）に記載される1年以上滞留している債権の金額を手続結果として報告書又は報告書別紙に記載する。 ・ 2026年3月31日時点の滞納事業所管理表（又は滞納事業所一覧）に常務理事（又は上席者）の押印がなされていることを確かめる。

項目	チェックポイント	合意された手続
10. 運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認	10-1 資産管理運用機関からの報告書と年金基金会計帳簿との一致を確かめる。(毎期)	(信託資産) 2025年6月30日、9月30日、12月31日、2026年3月31日時点の総勘定元帳と年金信託財産に関する報告書の資産額が一致していることを確かめる。 (保険資産) 2025年6月30日、9月30日、12月31日、2026年3月31日時点の総勘定元帳と保険会社の「保有資産に関するご報告」の資産額が一致していることを確かめる。
11. 運用資産の評価の妥当性の把握(時価等の入手ができないもの)	11-1 資産管理運用機関が管理する運用資産に他の資産管理運用機関(契約金融商品取引業者を含む。)から入手した価格でのみ評価している資産が存在していないか確認する。なお、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。(毎期)	(該当資産がない場合) - 資産管理運用機関に対して該当資産がないことを確認状を送付し確かめる。 (該当資産がある場合) - 他の資産管理運用機関(契約金融商品取引業者を含む。)から入手した価格でのみ評価している資産の明細について資産管理運用機関に確認状を送付し確かめる。
12. 給付請求と支払に関する内部統制の整備・運用状況の確認	12-4 裁定処理によって決裁された給付額と給付指図書の給付額は一致しているか。(毎期)	実地確認時に任意に指定する決裁された給付額と給付指図書の給付額の一致を確かめる。
	12-5 受託機関に送付している給付指図書の金額と受託機関から送付を受けた出金実行報告書の内容は一致しているか。(毎期)	(受託業務に係る内部統制の保証報告書を受領している場合) 三菱UFJ信託銀行株式会社の受託業務に係る内部統制の保証報告書に記載される統制目的Ⅲ.C.2.(2)(委託者より受領した通知書・指図書類が正確、網羅的かつ適時にシステムに登録されることを合理的に保証する手続)の手続結果に除外事項が生じていないことを確かめる。
	12-6 受給者の現況確認結果を受給権者台帳に反映させているか。(毎期)	- 実地確認時に任意に指定する月の現況確認が行われていることを現況届送付受給者一覧表で確認するとともに同一覧表に常務理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。 - 実地確認時に任意に指定する受給者の現況確認結果が年金制度管理情報サービスの「現況届確認記録:詳細」画面に反映されているか確かめる。
13. 給付支払金額の正確性の確認		
14. 残高確認状の送付と確認	14-1 銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と勘定残高が一致しているか。(毎期)	2026年3月31日時点の銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と各種残高確認状による残高確認結果の合計金額の一致を確かめる。

- 番号法改正に伴う「特定個人情報」等の定義規定の引用条文変更について
2025 年 4 月 1 日に番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律_平成 25 年 5 月 31 日_法律第 27 号)が改正され、「特定個人情報」等の定義規定の条項が変更されました。
これに伴い、当基金の「特定個人情報取扱規程」を以下のとおり変更しました。

特定個人情報取扱規程 新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 本規程において「特定個人情報」とは、<u>番号法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報という。 4 本規程において「特定個人情報ファイル」とは、<u>番号法第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。 5 (略) 附 則 この規程は令和7年4月1日より適用する。	(定義) 第2条 (略) 2 (略) 3 本規程において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報という。 4 本規程において「特定個人情報ファイル」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 5 (略)

- 全喪事業所について
(医)大成会 大庭医院が、令和 7 年 5 月 1 日をもって全喪となったため、当基金規約別表第1「実施事業所の名称及び所在地」より同医院を削除します。
本件は、九州厚生局への届出事項となっております。

報告第2号 業務概況の周知について

業務概況は、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条により、「加入者」に対して「毎事業年度1回以上」、以下の全ての事項を周知させなければならないとされています。

なお、「加入者以外の者であって給付の支給に関する義務を負っているもの」に対する周知は法令上努力義務とされていますが、規約において義務としている場合は周知する必要があります。

当基金では、基金規約第 104 条第 3 項で、「基金は、周知事項について、加入者以外の者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。との努力義務規定としています。

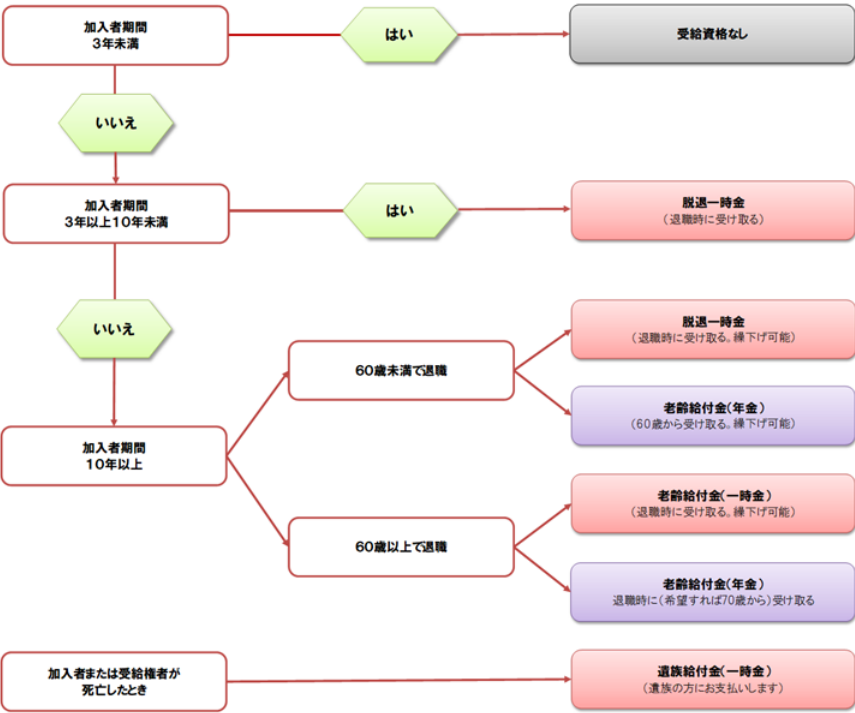
鹿児島県病院企業年金基金の業務概況

1. 制度の概要について

(2025年3月31日現在)

(給付の設計)

支給要件			給付種類	給付の内容	支給時期
加入者期間	年齢	事由			
3年以上 10年未満	—	退職	脱退一時金	一時金	即時
		死亡	遺族給付金		即時
10年以上	60歳未満	退職	脱退一時金	一時金	即時
			老齢給付金	確定年金(または一時金)	60歳(70歳まで繰下げ可)
	60歳以上 70歳	退職	老齢給付金	一時金	即時
				確定年金(または一時金)	即時(70歳まで繰下げ可)
—	—	死亡	遺族給付金	一時金	即時



これから加入する方のモデル給付額	22歳新規加入（加入期間、給付期間とも、想定利回り2.0%の場合）のケース
------------------	---------------------------------------

※平成29年11月以降に加入された方に適用されます。

（単位：円）

給付の種類	加入者 期間	年金給付額(60歳支給開始)				一時金 (退職時)
		5年確定(年額)	10年確定(年額)	15年確定(年額)	20年確定(年額)	
脱退一時金	5年					242,500
老齢給付金	10年	102,200	53,600	37,500	29,500	481,400
	15年	160,500	84,200	58,900	46,300	756,200
	20年	226,900	119,100	83,300	65,400	1,069,100
	30年	386,300	202,700	141,700	111,400	1,820,500
	38年	542,200	284,500	198,900	156,300	2,555,500

※ 遺族一時金の金額は脱退一時金と同額になります。

2. 2025年3月期(2024年4月～2025年3月)決算状況について

(2025年3月31日現在)

(実施事業所数)

実施事業所	74
-------	----

(加入者数)

加入者(人)	10,599
--------	--------

(年金受給者数)

老齢給付(人)	1,931
---------	-------

(給付の状況)

		件数	金額(円)
老齢給付	年金	1,931	62,109,840
	一時金	98	71,182,000
脱退一時金		665	188,214,200
遺族給付	一時金	14	3,815,700

(掛金の徴収状況(納付時期：毎月月末))

(単位：円、%)

種類	規約上掛金率	納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
標準掛金	1.4%	537,342,680	537,342,680	0	0	0.0%
特別掛金	0.1%	38,381,620	38,381,620	0	0	0.0%
事務費掛金	0.3%	115,144,860	115,144,860	0	0	0.0%
合計	1.8%	690,869,160	690,869,160	0	0	0.0%

3. 年金給付等積立金の積立概況

(2025年3月31日現在)

(貸借対照表(基本金処理後))

(単位：千円)

資産勘定		負債勘定	
純資産額	7,910,234	責任準備金	5,710,431
		別途積立金	2,199,803
合計	7,910,234	合計	7,910,234

4. 財政の検証状況について

(2025年3月31日現在)

- (1) 継続基準の財政検証 : 企業年金の財政運営を継続するうえで年金資産が計画通り積み立てられているかを検証します。
- (2) 非継続基準の財政検証 : 制度を終了すると仮定した場合に、加入者及び受給権者等に対して保全すべき給付を支給するために必要な年金資産が確保されているかを検証します。
- (3) 積立超過の財政検証 : 企業にとって損金算入される掛金を必要以上に払い込み続けるのは税務上問題があるため、年金資産額が積立上限額を超えていないかを検証します。

(単位:千円)

区分	当基金の水準	基準値	判定
継続基準	$\frac{\text{純資産額}}{\text{責任準備金}} = 1.38$	1.00以上	○
非継続基準	$\frac{\text{純資産額}}{\text{最低積立基準額 (5,267,761)}} = 1.50$	1.00以上	○
積立超過	$\text{数理上資産額} \leq \text{数理債務} \times 1.5$ (7,910,234) (9,513,631)		○

それぞれにおいて基準を上回っているため、掛金見直しの必要はありません。

5. 年金給付等積立金の運用の概況

(2025年3月31日現在)

2025年3月期(2024年4月～2025年3月)の運用利回りは+3.09%となり、運用収益は+238百万円となりました。

(運用収益又は運用損失)

(単位:百万円、%)

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
運用収益・損失額	712	125	-76	555	238
利回り	11.53%	1.78%	-1.07%	7.79%	3.09%

(資産別残高及び資産構成割合)

(単位:百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	オルタナティブ	一般勘定	資産合計
時価総額	222	718	1,583	678	215	3,746	723	7,884
構成割合	2.8%	9.1%	20.1%	8.6%	2.7%	47.5%	9.2%	100.0%
(備考)受託機関: 三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行 第一生命保険、SOMPOアセットマネジメント								

(政策アセットミックス)

(単位:%)

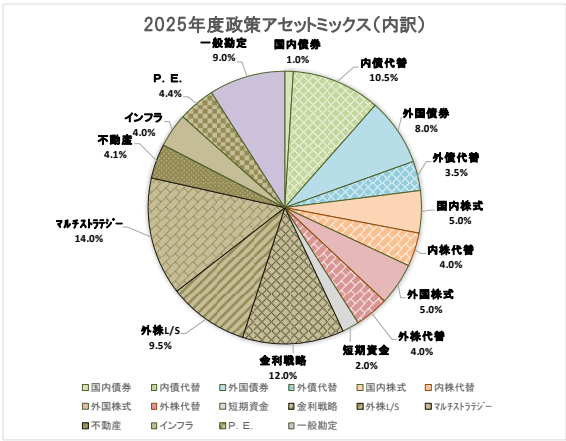
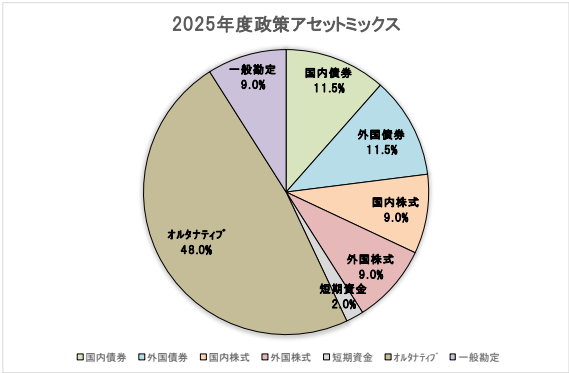
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	オルタナティブ	一般勘定	合計
構成割合	11.5%	9.0%	11.5%	9.0%	2.0%	48.0%	9.0%	100.0%

6. 運用の基本方針について

(2025年3月31日現在)

鹿児島県病院企業年金基金では次の方針に基づいて積立金を運用しています。

運用の基本方針(概要)	
目的	当基金の年金給付および一時金の支払いを将来にわたり確実に行ううえで必要とされる積立金を確保するために、運用収益を長期的に確保することを目的としています。
目標	将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率とするが、当基金の成熟度等を勘案し、具体的には2.0%を当面の目標収益率とし、これを長期的に上回ることにしています。
資産構成	運用目標を達成するため、運用資産の期待収益率、リスク、相関係数等を考慮し、長期的観点から政策的資産構成割合(政策アセットミックス)を定めています。
年金資産管理 運用委員会	リスク管理状況、運用受託機関の選定および評価、運用業務に係る遵守事項等をチェックする目的で、年2回以上開催しています。議事内容については開催の都度ホームページに委員会資料を掲載しています。



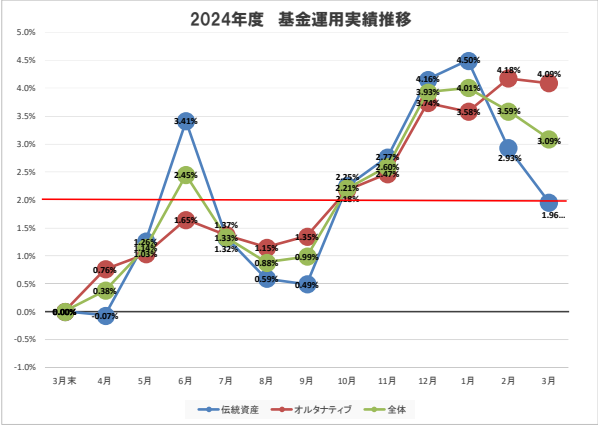
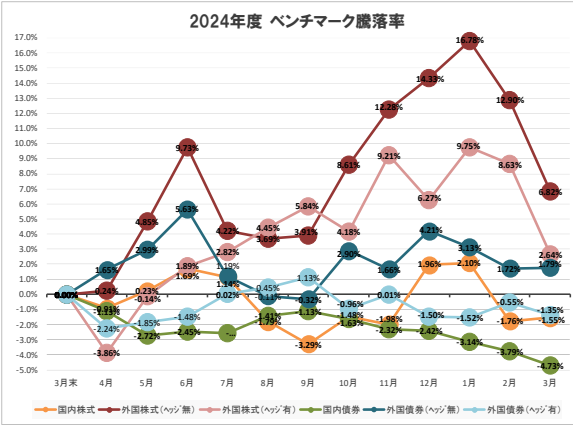
- 当基金では、加入者向け広報誌「病院基金だより」に掲載して交付する方法と、基金のホームページに掲載して、加入者及び受給権者が常時閲覧できる方法を組み合わせています。
- 上記内容を基金ホームページに掲載するとともに、「病院基金だより」(8月発行予定)に掲載し、加入員への周知を図ります。

報告第3号 年金資産運用状況について

(1) 2024 年度の振り返り

- 2024 年度は、内外株とも上昇基調で推移していましたが、昨年 7 月末の日銀の利上げをきっかけに国内株は暴落。その後は戻り基調も、11月の米大統領選以降はトランプ政策への警戒が強く、特に関税への警戒が強まった 2 月下旬以降は内外株ともに軟調に推移しました。
- ドル円相場は日銀利上げ、米国利下げのなか円安が一服。国内長期金利は利上げ継続を織り込み上昇基調で推移しました。

鹿児島県病院企業年金基金				リバランスファンド	代替投資ファンド	オルタナティブ等					
<2024年4月～2025年3月>											
資産			内訳	前期末時価総額 <2024年3月末> (千円)	全体構成比 (%)	時価総額(千円) (2025年3月末)	全体構成比 (%)	修正簿価平残 (千円)	総合収益 (千円)	修正総合収 益率(%)	時間加重収 益率(%)
伝統 資産（リバ ランス運用 +代替投資）	国内債券 (11)	リバランス(1)	標準スタイルミックス	74,574	1.0%	22,512	0.3%	32,445	-2,032	-6.3%	-4.3%
		代替投資(10)	4ファンド	728,669	9.6%	843,103	10.7%	757,554	13,850	1.8%	-
		国内債券小計		803,243	10.6%	865,616	11.0%	789,999	11,818	1.5%	1.5%
	国内株式 (9)	リバランス(5)	個別スタイルミックス	398,530	5.2%	408,763	5.2%	419,922	-2,876	-0.7%	-1.1%
		代替投資(4)	4ファンド	337,320	4.4%	309,137	3.9%	336,700	-2,528	-0.8%	-
		国内株式小計		735,851	9.7%	717,900	9.1%	756,621	-5,404	-0.7%	-1.0%
	外国債券 (12)	リバランス(9)	標準スタイルミックス	696,454	9.2%	643,631	8.2%	752,637	12,867	1.7%	2.0%
		代替投資(3)	3ファンド	230,748	3.0%	274,770	3.5%	302,925	267	0.1%	-
		外国債券小計		927,202	12.2%	918,401	11.6%	1,055,562	13,134	1.2%	1.6%
	外国株式 (9)	リバランス(5.5)	個別スタイルミックス	436,023	5.7%	387,303	4.9%	412,072	34,605	8.4%	5.7%
		代替投資(3.5)	4ファンド	277,355	3.7%	290,406	3.7%	243,209	14,695	6.0%	-
外国株式小計		713,378	9.4%	677,710	8.6%	655,281	49,299	7.5%	6.1%		
短期資産(2.5)		短期資産小計	319,499	4.2%	178,942	2.3%	331,106	864	0.3%	0.3%	
合計(43.5)			3,499,174	46.1%	3,358,568	42.6%	3,588,570	69,712	1.9%	2.0%	
オル タ ナ ティ ブ	債券戦略(8.5)		4ファンド	615,341	8.1%	960,865	12.2%	623,097	15,689	2.5%	2.5%
	国内株式(1.5)		0ファンド	126,070	1.7%	0	0.0%	110,093	-5,297	-4.8%	-5.6%
	マルチストラテジー(14.5)		3ファンド	1,038,146	13.7%	1,114,974	14.1%	1,038,146	76,828	7.4%	7.4%
	外国株式(9.5)		2ファンド	691,636	9.1%	727,994	9.2%	691,636	36,358	5.3%	5.3%
	不動産(4.5)		2ファンド	323,836	4.3%	314,602	4.0%	323,762	-8,887	-2.7%	-2.8%
	インフラ(4.2)		1ファンド	300,000	4.0%	317,041	4.0%	307,943	17,041	5.5%	5.7%
	P. E. (4.3)		1ファンド	304,744	4.0%	331,396	4.2%	304,744	26,653	8.7%	8.8%
	短期資産(0)		キャッシュ	10,028	0.1%	35,834	0.5%	26,944	93	0.3%	0.4%
	小計(47.0)			3,409,800	44.9%	3,802,707	48.2%	3,426,365	158,479	4.6%	4.3%
	一般勘定(9.5)		1ファンド	684,579	9.0%	722,704	9.2%	686,949	9,617	1.4%	1.4%
	合計(56.5)			4,094,379	53.9%	4,525,411	57.4%	4,113,313	168,096	4.1%	4.1%
資産合計			7,593,553	100.0%	7,883,980	100.0%	7,701,883	237,807	3.1%	3.1%	



- 2024 年度の運用実績は年度計画中心値+2.96%に対し、3 月の株式急落に関わらず+3.09%とほぼ計画どおりの着地となりました。2 月の資産管理運用委員会でお諮りしたとおり、2025 年度は年度計画中心値+3.24%を目指す下記資産配分で臨んでいます。

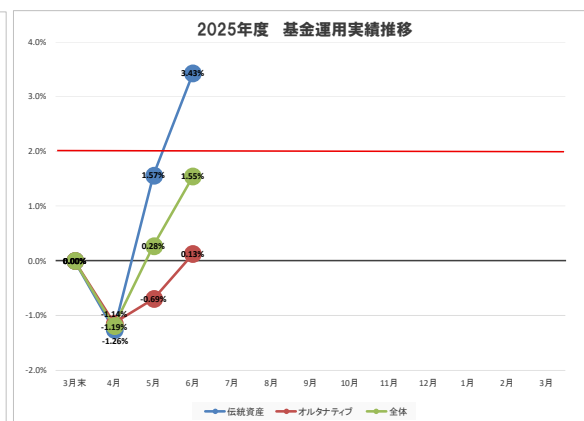
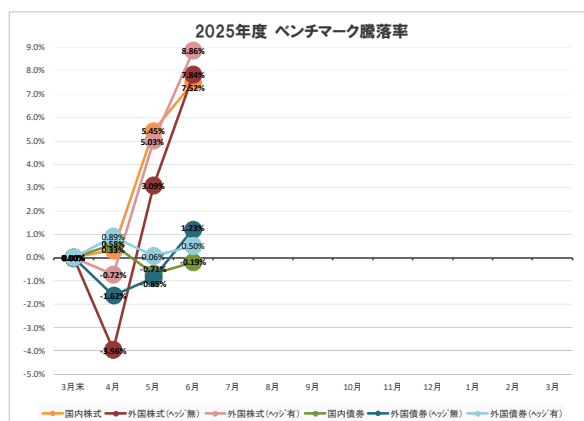
予定利率	2.0%	予定利率	2.0%	予定利率	2.0%	予定利率	0.0%	予定利率	0.1%	予定利率	0.3%
2020年度政策AM	構成比	2021年度政策AM	構成比	2022年度政策AM	構成比	2023年度政策AM	構成比	2024年度政策AM	構成比	2025年度政策AM	構成比
国内債券	12.0%	国内債券	12.0%	国内債券	12.5%	国内債券	12.0%	国内債券	11.0%	国内債券	11.5%
国内株式	9.0%	国内株式	9.0%	国内株式	9.0%	国内株式	8.0%	国内株式	9.0%	国内株式	9.0%
外国債券	13.0%	外国債券	13.0%	外国債券	13.0%	外国債券	12.0%	外国債券	12.0%	外国債券	11.5%
外国株式	14.0%	外国株式	14.0%	外国株式	13.5%	外国株式	8.0%	外国株式	9.0%	外国株式	9.0%
短期資産	2.0%	短期資産	2.0%	短期資産	2.0%	短期資産	5.0%	短期資産	2.5%	短期資産	2.0%
オルタナティブ	40.0%	オルタナティブ	40.0%	オルタナティブ	41.0%	オルタナティブ	45.0%	オルタナティブ	47.0%	オルタナティブ	48.0%
新一般勘定	10.0%	新一般勘定	10.0%	新一般勘定	9.0%	新一般勘定	10.0%	新一般勘定	9.5%	新一般勘定	9.0%
合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%
政策AM(期待リターン・リスク)		政策AM(期待リターン・リスク)		政策AM(期待リターン・リスク)		政策AM(期待リターン・リスク)		政策AM(期待リターン・リスク)		政策AM(期待リターン・リスク)	
期待収益率 ①	3.24%	期待収益率 ①	3.48%	期待収益率 ①	3.15%	期待収益率 ①	2.70%	期待収益率 ①	2.96%	期待収益率 ①	3.24%
標準偏差 ②	7.17%	標準偏差 ②	6.94%	標準偏差 ②	5.97%	標準偏差 ②	5.07%	標準偏差 ②	5.53%	標準偏差 ②	5.51%
①/②	0.45	①/②	0.50	①/②	0.53	①/②	0.53	①/②	0.53	①/②	0.59

運用実績		11.53%				運用実績		7.79%											
上方1σ	10.41%	上方1σ	10.42%	上方1σ	9.12%	上方1σ	7.77%	上方1σ	8.49%	上方1σ	8.75%								
		運用実績		1.78%		運用実績		-1.07%				運用実績		3.09%		期待収益率		3.24%	
下方1σ	-3.93%	下方1σ	-3.46%	下方1σ	-2.82%	下方1σ	-2.37%	下方1σ	-2.57%	下方1σ	-2.27%								

資産区分	実績収益率	資産区分	実績収益率	資産区分	実績収益率	資産区分	実績収益率	資産区分	実績収益率	資産区分	期待収益率
国内債券	6.62%	国内債券	-2.52%	国内債券	-4.12%	国内債券	1.66%	国内債券	1.50%	国内債券	0.70%
国内株式	40.22%	国内株式	-2.54%	国内株式	7.17%	国内株式	33.11%	国内株式	-0.71%	国内株式	5.00%
外国債券	5.43%	外国債券	0.37%	外国債券	-1.55%	外国債券	14.79%	外国債券	1.24%	外国債券	3.10%
外国株式	48.03%	外国株式	10.66%	外国株式	-3.78%	外国株式	37.47%	外国株式	7.52%	外国株式	6.50%
短期資金	0.01%	短期資金	-0.02%	短期資金	-0.01%	短期資金	-0.01%	短期資金	0.26%	短期資金	0.50%
オルタナティブ	10.24%	オルタナティブ	2.02%	オルタナティブ	-1.58%	オルタナティブ	1.57%	オルタナティブ	4.63%	オルタナティブ	3.62%
新一般勘定	1.25%	新一般勘定	1.13%	新一般勘定	0.94%	新一般勘定	0.92%	新一般勘定	1.40%	新一般勘定	0.25%

(2) 年金資産運用状況 (2025 年 6 月末現在)

- 2025 年度の景気見通しについて、3 月時点では多くの金融機関が、グローバル全体では米国を中心に景気拡大は継続するとし、トランプ 2.0 による「強いアメリカ」政策は米景気を押し上げるが、中国景気には逆風、日欧には輸入増及び軍事費増の影響を見込んでおり、株式は緩やかな上昇、金利は日米ともに小幅上昇としていました。
- ところが、4 月にトランプが相互関税を発表したことで市場は大混乱のスタートとなりました。市場の変動性を高めるリスク要因としては、①国内外の金融政策、②政治リスク(トランプ政策、参議院選挙)、③地政学リスク(中東情勢)があげられ、今年度も非常に気を遣う展開が想定されるため、引き続き慎重姿勢で臨むとともに、きめ細かな運営を心がけてまいります。



<2025年4月～2025年6月>

資産		内訳		前期末時価総額 ＜2025年3月末＞ (千円)	全体構成比 (%)	時価総額(千円) (2025年6月末)	全体構成比 (%)	修正簿価平残 (千円)	総合収益 (千円)	修正総合収 益率(%)	時間加重収 益率(%)
伝統資産（リバ ランス運用＋代 替投資）	国内債券 (11.5)	リバランス(1.0)	標準スタイルミックス	22,512	0.3%	22,467	0.3%	22,512	-45	-0.2%	-0.2%
		代替投資(10.5)	4ファンド	843,103	10.7%	846,040	10.5%	842,600	3,913	0.5%	-
		国内債券小計		865,616	11.0%	868,506	10.8%	865,112	3,868	0.4%	0.5%
	国内株式 (9.0)	リバランス(5)	個別スタイルミックス	408,763	5.2%	387,342	4.8%	393,043	28,611	7.3%	7.4%
		代替投資(4)	4ファンド	309,137	3.9%	352,476	4.4%	319,948	23,364	7.3%	-
		国内株式小計		717,900	9.1%	739,819	9.2%	712,991	51,975	7.3%	7.4%
	外国債券 (11.5)	リバランス(8.0)	標準スタイルミックス	643,631	8.2%	651,327	8.1%	643,631	7,695	1.2%	1.2%
		代替投資(3.5)	3ファンド	274,770	3.5%	277,443	3.5%	274,770	2,673	1.0%	-
		外国債券小計		918,401	11.6%	928,769	11.6%	918,401	10,369	1.1%	1.1%
	外国株式 (9.0)	リバランス(5.0)	個別スタイルミックス	387,303	4.9%	388,748	4.8%	375,621	31,500	8.4%	8.4%
		代替投資(4.0)	4ファンド	290,406	3.7%	309,376	3.8%	290,100	19,621	6.8%	-
外国株式小計		677,710	8.6%	698,124	8.7%	665,721	51,121	7.7%	7.7%		
短期資産(2.0)		リバランス(2.0)	178,942	2.3%	274,675	3.4%	223,849	269	0.1%	0.1%	
合計(43.0)				3,358,568	42.6%	3,509,894	43.7%	3,386,075	117,601	3.5%	3.4%
オルタナ ティブ	債券戦略(12.0)		4ファンド	960,865	12.2%	965,433	12.0%	961,756	4,568	0.5%	0.5%
	マルチストラテジ ^① (14.0)		3ファンド	1,114,974	14.1%	1,129,519	14.1%	1,114,974	14,545	1.3%	1.3%
	外国株式(9.5)		2ファンド	727,994	9.2%	742,738	9.2%	757,994	-15,256	-2.0%	-2.0%
	不動産(4.1)		2ファンド	314,602	4.0%	312,253	3.9%	314,602	-2,348	-0.7%	-0.8%
	インフラ(4.0)		1ファンド	317,041	4.0%	314,326	3.9%	318,708	-2,716	-0.9%	-0.9%
	P. E. (4.4)		1ファンド	331,396	4.2%	338,173	4.2%	331,396	6,776	2.0%	2.0%
	短期資産(0)		キャッシュ	35,834	0.5%	77	0.0%	3,733	3	0.1%	0.1%
	小計(48.0)			3,802,707	48.2%	3,802,520	47.3%	3,803,163	5,573	0.1%	0.1%
	一般勘定(9.0)		1ファンド	722,704	9.2%	724,783	9.0%	723,527	451	0.1%	0.1%
	合計(57.0)				4,525,411	57.4%	4,527,303	56.3%	4,526,690	6,024	0.1%
資産合計				7,883,980	100.0%	8,037,197	100.0%	7,912,765	123,624	1.6%	1.6%

- 運用受託機関については、下表のとおり信託銀行 4 行、生命保険会社 1 社、および投資顧問会社 1 社と契約しています。

別表

運用受託機関の名称	掛金の 払込割合(%)	給付費等の 負担割合(%)	金融商品取引業者の名称
◎ 三菱UFJ信託銀行株式会社	100	100	SOMPOアセットマネジメント株式会社
三井住友信託銀行株式会社	0	0	
株式会社りそな銀行	0	0	
みずほ信託銀行株式会社	0	0	
○ 第一生命保険株式会社	0	0	
(うち第1特約)	(0)	(0)	
(うち第2特約)	(0)	(0)	
三菱UFJ信託銀行株式会社	0	0	
合計	100	100	

※1 掛金の払込及び給付費等の負担について、制度全体の取りまとめ及び規約第81条の規定に基づく契約ごとの取りまとめを行う運用受託機関に◎印を付している。

※2 掛金の払込及び給付費等の負担について、規約第81条の規定に基づく契約ごとの取りまとめを行う運用受託機関に○印を付している。

- 運用受託機関の評価については、「年金資産の運用に関する基本方針」第 8 条に記載のとおり、定量的評価、定性的評価(リスク管理体制の評価を含む)を行っています。
令和 7 年 1 月 9 日に、厚生労働省より「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の改訂が通知され、その中で、「定期的な運用受託機関の運用実績の評価」が示されたことに対応して、2024 年度から各ファンドごとの定例評価結果を予算代議員会でご報告すると共に、当基金のホームページにも掲載しております。



採用ファンドの定例評価

2025年2月17日

鹿児島県病院企業年金基金

- 運用受託機関のリスク管理状況について問題となる事象は発生しませんでした。
- 運用受託機関のスチュワードシップ活動については、毎年秋口に報告書を取りまとめて当基金のホームページに掲載するとともに予算代議員会でご報告しております。
- 年金資産管理運用委員会は 2025 年 2 月 17 日に開催され、2025 年度の年金資産運用計画についてご審議いただくと共に、採用ファンドの入替(2 ファンド解約、2 ファンド新規採用)についてお諮りしご了承いただきました。
- 「運用の基本方針」については、当基金ホームページに掲載し、事業主及び加入者等に常時閲覧可能としております。

- 基金の資産運用管理体制については、月例監査で下記項目をチェックいただいております。

(別紙)

(実施欄は実施した項目につき✓を付し適否欄は該当するものを○で囲む)

監 査 項 目			実施	適 否	摘 要	
資 産 運 用 関 係	体制に関する事項	1 運用執行理事、ファンドマネージャー等の配置及び資格		適 否	常務理事が運用執行理事を兼務。信託銀行で年金運用経験15年を有する。	
		2 資産運用に関する理事会及び代議員会の開催状況・会議録の整備状況等		適 否	年金資産管理運用委員会を年2回以上開催し、当該資料はホームページに掲載。会議録は保管し、理事会・代議員会の報告事項としている。	
		3 資産運用委員会の委員の選任		適 否	理事全員及び代議員の内希望する者を理事長が選任している。	
		4 運用コンサルタント等との契約		適 否	運用コンサルタントとの契約はない。	
	運用関係者の職務に関する事項	1 基本方針(政策的資産構成割合を含む。)の策定		適 否	2025年4月1日改定の基本方針をホームページに掲載している。	
		2 受託機関の選任・評価方法		適 否	選任については年金資産管理運用委員会の審議後、理事会・代議員会で決議。定期評価は同委員会に報告を実施。	
		3 受託機関ごとの資産構成の決定方法		適 否	年金資産管理運用委員会の審議後、理事会・代議員会で決議し、受託機関ごとに運用ガイドラインを提示している。	
		4 契約書の締結及び協定書等の作成		適 否	年金資産管理運用委員会決議後理事長専決で行い、理事会・代議員会に報告し承認を頂いている。	
		5 資産の運用状況の把握		適 否	月次で運用実績の集計表を作成し、ホームページに掲載している。	
		6 受託機関との運用に関する定例会議等の開催		適 否	四半期ごとに受託機関との定例会議を実施している。	
		7 積立金の運用割合の管理		適 否	政策アセットミックスとの乖離を日次で推計し、基本方針のリバランスルールに基づくリバランスを実施。	
		8 理事の禁止行為等※		適 否	年金資産管理運用委員会、理事会・代議員会でチェック実施。	
		9 理事会及び代議員会に対する運用状況の報告		適 否	月次報告書を代議員に郵送すると共に、理事会・代議員会資料で運用状況報告を行い、当該資料はホームページに掲載している。	
	A U P	運用資産の実在性及び記帳の正確性の確認 (AUP:10-1)				
		10 資産管理運用機関からの報告書と、年金基金会計帳簿との一致を確かめる。		適 否	総勘定元帳と年金信託財産に関する報告書の資産額、及び保険会社の保有資産に関するご報告の資産額が一致していることを確かめる。	
	A U P	運用資産の評価の妥当性の把握 (AUP:11-1)				
		11 資産管理運用機関が管理する運用資産に他の資産管理運用機関から入手した価格でのみ評価している資産が存在していないか確認する。		ある ない	(ない場合) 資産管理運用機関に対して該当資産がないことを確認状を送付し確かめる。 (ある場合) 他の資産管理運用機関から入手した価格でのみ評価している資産の明細について資産管理運用機関に確認状を送付し確かめる。	

※【理事の禁止行為等】自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、基金資産運用契約を基金に締結させる、あるいは積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。

報告第4号 公認会計士等とのAUPの実施結果について

AUPの概要	(Agreed Upon Procedures)
➢ AUP業務実施者（公認会計士または監査法人）と依頼者との間で、確認事項や調査手続き等について事前に合意し、当該合意に基づいた手続き結果を公認会計士等が依頼者に報告 ※あくまでも事前に合意した内容について、客観的に判断できる事項を確認するもの（保証業務ではない）	
対象基金	
➢ 常時20億円以上の積立金を積み立て、又は積み立てると見込まれる総合型DB基金（20億円を超えた決算の翌々年度決算から実施）	
費用	
➢ 原則として業務経理から支出（大分類・中分類：業務委託費等、小分類：AUP費（新設））	
対象範囲	
➢ 業務経理・掛金・運用資産・給付・残高に係るチェック項目 ➢ 実施頻度はそれぞれの項目で毎事業年度実施するもの（毎期手続）と実施次年度以降交互に実施するもの（重点領域1・重点領域2）に分かれます。	

- 昨年度の実施結果報告書を別添資料としてご用意しました。ただし、AUPは監査報告ではないので、誤解を招かないように**実施結果報告書には利用制限があります**。

【合意された手続業務契約書】より抜粋

第3条（本業務の性質及び限界）

年金基金及び業務依頼者（理事長及び常務理事）等は、第1条に定める本業務の目的及び第2条に定める実施する手続について理解した上で、次に掲げる事項を了解する。

- 一 本業務は、財務諸表その他の過去財務情報に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠して行われるものではなく、また、過去財務情報以外の情報等に対する合理的保証又は限定的保証の結論を目的とした、一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠して行われるものでもないこと、したがって、業務実施者（いちご公認会計士共同事務所）は、**手続実施結果から導かれる結論の報告も、保証の提供もしないこと**。

第11条（実施結果報告書の配布及び利用制限）

年金基金及び業務依頼者等は、実施結果報告書及びその記載内容を依頼目的以外の目的に使用してはならない。また、年金基金及び業務依頼者は、実施結果報告書及びその記載内容を**業務依頼者並びに年金基金の監事、理事、代議員及び従業者以外の者に配布又は伝達してはならず、また、利用させてはならない**。

報告第5号 業務経理の余裕金の運用について

- 確定給付企業年金(基金型)の「業務経理における余裕金の運用」について、平成 25 年 10 月 28 日年企発第 2 号の改正通知が発出され、「運用方法」や「意思決定手続き」等が明確化されておりますが、当基金においては、業務経理の余裕金を国内債券等で運用せず、定期預金で運用しておりますので、問題ないことをご報告いたします。

報告第6号 2024 年度運用執行理事報酬について

- 運用執行理事の報酬は成功報酬体系で、具体的には、年金資産の年間運用実績が基金の運用目標(2%)を上回った分の収益の1%(上限 200 万円)としている。
- 2024 年度の運用実績が確定し、運用執行理事報酬は以下の通り 837,698 円となりましたのでご報告します。

修正簿価平残(円)	総合収益(円)	時間加重 収益率(%)	
7,701,883,150	237,807,493	3.09%	←2024年度運用実績 ①
	154,037,663	2.00%	←基本方針目標運用収益 ②
目標収益率超過額(円)	83,769,830	1.09%	← ①－②(マイナスの場合0)

目標収益率超過額(円)	報酬率(%)	報酬額(円)	判定	報酬上限額(円)
83,769,830	1.00%	837,698	<	2,000,000

2024年度運用執行理事報酬額(円)	837,698
--------------------	---------

【ご参考】 企業年金連合会による企業年金の運用利回りの推計(2024 年度)

2024 年度の各資産の市場収益率は、国内債券が▲4.73%、国内株式が▲1.55%、外国債券が+1.79%、外国株式が+6.82%となり、企業年金の修正総合利回り(連合会推計値)は、次のとおりとなりました。

企業年金合計 0.53%
 確定給付企業年金 0.47%
 厚生年金基金 1.07%

その他 アセットオーナー・プリンシプル

アセットオーナー・プリンシプルの策定



○日経サステナブルフォーラムでの岸田総理大臣挨拶(2023/10/2)

- ・年金や保険等の形で家計から運用を委託されている、アセットオーナーシップの改革にも取り組んでまいります。受益者に適切な運用の成果をもたらすよう、アセットオーナーに求められる役割を明確化したアセットオーナー・プリンシプルを、来年夏を目途に策定いたします。

○資産運用立国実現プラン(2023/12/13)

- ・アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)を2024年夏目途に策定する。

○国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(2024/3/15)

- ・……アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)を策定する。この他、「資産運用立国実現プラン」に掲載された施策について着実に取り組む。

○経済財政運営と改革の基本方針2024(骨太の方針、2024/6/21)

- ・運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通原則を定めるアセットオーナー・プリンシプルの策定、加入者のための企業年金の運用の見える化等により、アセットオーナーシップの改革を推進する。

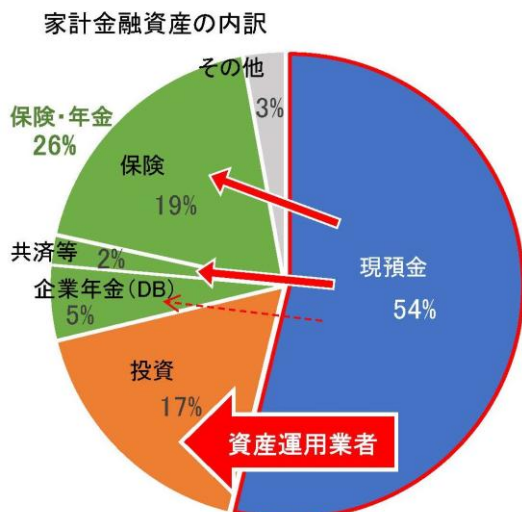
○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版(2024/6/21)

- ・アセットオーナーに係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)を本年夏目途に策定する。

「成長と分配の好循環」 貯蓄から投資へ



我が国の家計金融資産2,115兆円(2023年6月末時点)の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費につなげ、家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていく資金の流れを創出し、「成長と分配の好循環」を実現していくことが重要である。(「資産運用立国実現プラン」より抜粋)



日本銀行「資金循環統計(2023年3月末)」より作成

- ・資産運用立国が目指すのは、2千兆円を超える家計金融資産の半分以上を占める現預金を、投資や消費につなげ成長と分配の好循環を実現すること。
- ・この1千兆円を超える現預金の中に、企業年金の資産は含まれていない。
- ・企業年金には、この1千兆円を超える現預金を、投資につなげる機能がない。
- ・貯蓄から投資へ向かわせるためには、資産運用業者の運用能力向上にかかっている。

〔必ずしも家計には帰属しないが、その運用の成果は家計に裨益するものである。(事務局(内閣官房)見解)〕

(参考)アセットオーナー

アセットオーナー	種別	所管省庁	資産規模	実施主体数
※ 年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF)	年金	厚生労働省	200.1兆円	—
※ 国家公務員共済組合連合会 (KKR)	年金	財務省	9.2兆円	—
※ 地方公務員共済組合連合会 (注1)	年金	総務省	28.7兆円	—
※ 日本私立学校振興・共済事業団	年金	文部科学省	4.6兆円	—
※ 企業年金連合会 (PFA)	年金	厚生労働省	12.2兆円	—
※ 国民年金基金連合会	年金	厚生労働省	4.6兆円	—
企業年金 (DB)	年金	厚生労働省	66.2兆円	11,545
※ 独立行政法人中小企業基盤整備機構	年金	経済産業省	11.1兆円	—
※ 独立行政法人勤労者退職金共済機構	年金	厚生労働省	6.4兆円	—
生命保険会社	保険	金融庁	408.3兆円	42
損害保険会社 (注2)	保険	金融庁	29.5兆円	33
※ 国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)	大学等	文部科学省	10.0兆円	—
国立大学法人・大学等を設置する学校法人	大学等	文部科学省	N/A	N/A (注3)

※公的アセットオーナー9主体

第3回資産運用立国分科会 (2023/11/15) 資料2より

・総理の講演 (2024/5/22)

GPIFや共済組合など、約300兆円を運用する公的アセットオーナー9主体においては、他のアセットオーナーの参考となるよう、運用力強化に向けた取組方針を、プリンシプル策定後、速やかに公表します。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

各原則はそれぞれ補充原則とのセットとなっている。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益³を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである⁴。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

補充原則

- 1-1. アセットオーナーは、運用により利益を享受させるべき受益者等が誰か、何のために運用するのかといった運用目的について明確にし、必要に応じて見直すべきである。
- 1-2. アセットオーナーは、運用目的を達成するために、運用資金の性格、自らの能力・規模、長期的な経済・金融環境等を踏まえ、具体的に目指すリターンや許容できるリスク等といった運用目標⁵を定めるべきである。また、運用目標を達成するために、経済・金融環境等を踏まえ、具体的な資産構成割合（基本ポートフォリオ）、リスクに関する考え方や運用対象資産の範囲等の運用方針を定めるべきである。
- 1-3. アセットオーナーは、運用目標・運用方針を定めるに当たっては、適切な手続に基づき、十分な専門的知見に基づき意思決定を行うことができる組織体制の下で行うべきである。
- 1-4. アセットオーナーは、定められた運用目的・運用目標を踏まえ、自らやステークホルダー等の状況や経済・金融環境等の変化に応じた運用方針となっているかを定期的に検証し、必要に応じて適切に見直すべきである。

³ 受益者等の最善の利益を勘案する上では、受益者間の公平（例えば、現下の受給者と将来の受給者の利益相反の調整）等も考慮されるべきと考えられる。

⁴ アセットオーナーによっては、運用目的が法定され、運用目標が制度上主務大臣等により定められる場合もある。

⁵ ここでいう運用目標には、アセットオーナーによっては、目標リターンを定めた上でそれを最小のリスクで目指すという考え方だけでなく、許容できるリスク量の範囲内でリターンの最大化を目指すという考え方も含まれる。

原則1の内容について、企業年金では、DB法施行令、同施行規則、確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン（以下、ガイドラインという。）で規定されており、現状で受入れ可能な原則である。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させる⁶とともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

補充原則

2-1. アセットオーナーは、運用目標の達成に向けて、資産運用及びリスク管理を継続的かつ適切に運営⁷できるよう、自らに必要な知見を把握するとともに、その知見が確保され、監督と執行それぞれが機能するガバナンス体制を構築すべきである⁸。

その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、金融市場やアセットオーナーにおいて資産運用の経験を有する運用担当責任者を設置し、運用担当責任者の権限を明確化するとともに、必要な監督を行うことも考えられる。

また、運用担当者について、特定の人材に依存すると、離職時の継続性の支障や運用委託先等との不適切な関係の発生といった懸念も生じることから、適切な資質を持った人材の計画的な確保に留意すべきである。

2-2. アセットオーナーは、適切な運用を行うに当たって、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部人材の登用、又は、金融機関・外部コンサルティング会社・OCIO⁹・業界団体その他の外部組織の活用等を検討すべきである。

その際、報酬を検討するに当たっては、外部人材や外部組織がもたらす付加価値に応じたものとすべきである。

⁶ 運用担当責任者の選定等の体制整備においては、後掲原則3における運用方法の選択と同様に、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点からこれが行われるよう利益相反を適切に管理することが求められる。

⁷ 資産運用・リスク管理の適切な運営に当たっては、法令遵守や資産状況の正確な把握にも配慮する必要がある。

⁸ アセットオーナーの規模に応じて、資産運用委員会やリスク管理委員会、運用担当責任者の指名委員会といった組織体制を整備することも想定される。

⁹ Outsourced Chief Investment Officer の略。投資助言・代理業又は投資運用業の登録を受け、ポートフォリオの包括的な運用又は助言を行う。

ガイドラインでは適切な資質を持った人材の例として、年金資産運用に関する実務経験を概ね3年以上有している人材、関連する資格や企業年金連合会等が実施する研修受講履歴を有している人材等があげられている。

原則2について、現状はクリアできているが、将来にわたる人材の計画的確保は予測困難な面もあり、受入れには慎重な検討が必要な原則である。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

補充原則

3-1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するため、運用目的・運用目標の達成に資することができるか、運用方針に適合しているか等の観点から、委託先の選定を含め幅広く運用方法を比較検討すべきである¹⁰。

3-2. アセットオーナーは、運用目的に照らして、運用対象資産の分散、投資時期の分散や流動性等を考慮して、運用方法を選択し、運用資産の分別管理のほか、適切なリスク管理を実施すべきである。

その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、VaR¹¹等の定量的なリスク指標も踏まえながら、ストレステスト等も活用して経済・金融環境の変化に備えることも考えられる。

3-3. アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、運用目的・運用目標の達成に資する観点から判断すべきである。

その際、1つの金融機関等のみに運用を委託することは、効率性の観点から必ずしも否定されるものではないが、従来から委託している金融機関等であることや、選択している運用方法であるという理由のみで同じ金融機関等を選定し続けるべきでない。また、自らや資金拠出者等と、運用委託先及びそのグループ金融機関との取引関係がある場合、運用目的・運用目標に反していないか、適切に利益相反管理を行うべきである。

また、運用委託先への報酬を検討するに当たっては、運用委託先がもたらす付加価値に応じたものとすべきである^{12,13}。

¹⁰ 運用会社の選定・運用方法の選択に際しては、運用目的・運用目標の達成に資することができるか、運用方針に適合しているか検討した上で、アセットオーナー自身に十分な運用能力がある場合には、自家運用を選択することも考えられる。

¹¹ Value at Risk の略。現在保有している資産を、将来のある一定期間保有（保有期間）すると仮定した場合に、ある一定の確率の範囲内（信頼区間）で、発生しうる最大損失を表したものの。

3-4. アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価すべきである。

その際、知名度や規模のみによる判断をせず、運用責任者の能力や経験（従前の運用会社での経験等を含む）を踏まえ、検討を行うことが望ましい。例えば、新興運用業者を単に業歴が短いことのみをもって排除しないようにすることが重要である。

3-5. アセットオーナーは、受益者等にとってより良い運用を目指すため、運用委託先・運用方法を定期的に評価し、自らの運用目的・運用目標・運用方針に照らして、必要に応じて見直すべきである。

¹² 資産運用その他の複数の機能を委託する際には、機能毎に付加価値に見合うか検討することが重要である。

¹³ 成功報酬について検討することも考えられる。

当基金では、従前より運用対象資産の分散や流動性に注意を払いファンドの選定を行ってきた結果、ファンド総数は約40となっている。

これら全てのファンドについての定例評価結果を事跡として残すため、2024年度よりファンド定例評価報告書を作成し、年金資産管理運用委員会へ報告することとしている。

ガイドラインでも、（運用評価と見直し）総幹事会社を含む運用受託機関の運用実績については、定期的に評価することが望ましい。また、当該評価を踏まえて必要な場合には、理事会等基金内部での意思決定手続や、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って、運用受託機関の見直し（掛金の払込割合の変更や信託資産又は保険資産若しくは共済資産の移受管）を行うことが望ましい。という記述があり、対応が必須であるが、現状ではクリアできており、原則3は受入れ可能である。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

補充原則

4-1. アセットオーナーは、その運用目的を踏まえ、自らの特性に応じて、情報提供すべきステークホルダー¹⁴を検討した上で、運用目的に照らして適切な運用が実施されているかどうか等、説明責任を果たす上で必要な情報¹⁵を適切な方法で¹⁶提供すべきである。

その際、情報提供に伴う負担を考慮しつつ、ステークホルダーの理解に資する、分かりやすい内容となる工夫に努めるべきである。

4-2. アセットオーナーは、自らと他アセットオーナーの比較がステークホルダーにとって運用目的を達成する判断材料となり得る場合においては、比較できる形での情報提供も検討すべきである。その際、運用実績等の数値のみで単純比較されることは望ましくなく、運用方針等を踏まえ、総合的に比較できるよう工夫することが望ましい。

¹⁴ アセットオーナーのステークホルダーは、前掲注2のとおり、各アセットオーナーにより様々であり、情報提供する対象についても各アセットオーナーにおいて検討することが求められる。

¹⁵ 情報提供の内容は、アセットオーナーの特性やステークホルダーに応じて決まるため、各アセットオーナーにより異なり得る。例えば、運用目的・運用目標・運用方針(基本ポートフォリオを含む)やガバナンス体制・運用体制(運用担当責任者の経歴等)の紹介等にとどめるケースから、運用の概況(残高や収益の状況、保有資産の内訳等)・負債に照らした資産の状況(積立水準等)・運用委託先の金融機関等(委託金額や報酬等)等、さらにはリスク管理に関する詳細(VaR等の定量的なリスク指標の状況やストレステストの実施状況等)・運用力強化の取組方針等に至るまで広範に情報提供するケースまで様々考えられる。

¹⁶ アセットオーナーの特性を踏まえて有用と考えられる場合には、広く情報提供する(ホームページ等で一般的に閲覧できる状況にする)ことも考えられる。

当基金における運用状況についての情報提供は以下のとおりである。

	頻度	代議員	ホームページ	運用委員会	代議員会	基金だより
月次運用実績表	毎月		○			
月次運用実績報告書	毎月	○				
年度運用実績	年1回		○	○	○	
資産運用計画	年1回		○	○	○	
運用の基本方針	年1回		○	○	○	
業務概況	年1回		○		○	○

他基金との比較は、厚生労働省が取りまとめることとなっているため、原則4については現時点で受入れ可能である。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

補充原則

5-1. アセットオーナーは、長期的に運用目標を実現させるため、自ら又は運用委託先による、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すべきである(スチュワードシップ責任)。

スチュワードシップ責任を果たすに当たっては、自らの規模や能力等を踏まえつつ、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした上でその趣旨に則った対応を行うことを検討すべきである。その際、複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のスチュワードシップ活動に対するモニタリング(協働モニタリング)を行うことも選択肢として考えられる。

5-2. アセットオーナーにおいては、ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うこと¹⁷、例えば、金融機関等への委託に当たってサステナビリティに配慮した運用を行うことを求めることや、サステナビリティ投資方針を策定すること¹⁸、PRI(責任投資原則)に署名することも考えられる。

¹⁷ 投資先企業の成長を促し、経済全体の持続的な成長・発展を実現することで、アセットオーナーとして、長期的な運用収益の拡大を図っていくことが考えられる。

¹⁸ サステナビリティ投資方針の策定のほか、運用方針の中にサステナビリティに関する要素を盛り込むことも考えられる。

アセットオーナー・プリンシプル		スチュワードシップ・コード	
目的	- 受益者等のためにアセットオーナーの運用力の高度化を図ることを通じて、 - 投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す(アセットオーナーの場合は、自ら又は委託先である運用会社を通じて)ことにより、 「顧客・受益者」(最終受益者を含む)の中長期的な投資リターン¹⁷の拡大を図る責任を果たすこと	目的	- 投資先企業やその事業環境等に関する深い理解等に基づく建設的な目的を持った対話などの推進を通じて、 - 投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す(アセットオーナーの場合は、自ら又は委託先である運用会社を通じて)ことにより、 「顧客・受益者」(最終受益者を含む)の中長期的な投資リターン¹⁸の拡大を図る責任を果たすこと
対象	アセットオーナー(国内) (公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広い主体)	対象	機関投資家等(国内外) (運用機関、アセットオーナー、機関投資家向けサービス提供者に大別される)
主眼点	受益者の最善利益を追求するための資金運用	主眼点	企業価値向上のための投資先企業との対話や議決権の行使

スチュワードシップ・コードの諸原則

- 「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)は、機関投資家が投資先企業との「建設的な対話」を通じて、企業の持続的成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大という責任(スチュワードシップ責任)を果たすための行動原則(2014年2月策定、2017年5月、2020年3月改訂)
- 本コードの機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家(運用機関／アセットマネジャー)」と、資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家(アセットオーナー)」に大別される

責任ある機関投資家の諸原則 (2020年3月再改訂)	
原則1	・ 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである
原則2	・ 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである
原則3	・ 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである
原則4	・ 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業との認識の共有化を図るとともに、問題の改善に努めるべきである
原則5	・ 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである
原則6	・ 機関投資家は、議決権の行使を含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである
原則7	・ 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業や事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである
原則8 (2020.3.24追加)	・ 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである

原則5は、他の原則に比べ断トツにハードルが高い。そもそも日本版スチュワードシップ・コードの受入を表明するということは、責任ある機関投資家の諸原則を実行することに他ならない。当基金の限られた陣容での対応は不可能であり、当基金がスチュワードシップ・コードを受け入れることはしない。

補充原則5-1で「日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明した上でその趣旨に則った対応を行うことを検討すべきである」と明確に記載されている以上、当基金としては原則5を受け入れることはできない。

また、アセットオーナー・プリンシプルの受入れ表明の際、「部分的に受け入れる」、「受け入れない」といった表明手段が用意されておらず、「受け入れる」という選択肢しかないことにも不透明さが拭えない。

真摯に検討を行い、受入れ可能な原則に記された項目への対応・改善は実施していくが、受入れ表明に関する結論を急いで出す必要はないと考えております。

以上

その他 がん保険・介護保険・医療保険加入状況

2025年 4月 4日

鹿児島県病院企業年金基金 御中

東京都千代田区内神田2-10-12
内神田すいすいビル
アールワイ保険サービス株式会社
医療保険部

がん保険・介護保険・医療保険加入状況表
(2025年 3月末日現在)

(単位:人・口・円)

種 類		加入件数	口 数	保険料(月額)
1. がん保険		413	282	1,885,737
内 訳	I 型	195	239	1,055,396
	II 型(V)	42	43	226,181
	優しいがん	0	—	0
	21世紀がん保険	18	—	66,102
	がん保険 f (フォルテ)	14	—	43,633
	がん保険Days(デイズ)	144	—	494,425
2. スーパー介護保険		11	—	58,190
3. 医療保険EVER		124	743	626,713
合 計		548	1,025	2,570,640

給 付 実 績
(2025年 3月末日現在)

(単位:千円)

保険種類	保険金額
がん保険	774,056
医療保険	262,182
その他	10,501
合 計	1,046,739

